

第2期

大月町

子ども・子育て支援事業計画

令和2年度～令和6年度



令和2年3月

大月町

子どもと家族と地域とが支えあうまち大月

大月町では、子ども・子育て支援法に基づく新たな子ども・子育て支援制度のもとで、教育・保育・子育て支援の更なる充実を図るため、「第1期大月町子ども・子育て支援事業計画」を見直し、国や高知県の動向等を踏まえ「第2期大月町子ども・子育て支援事業計画」を作成しました。

「大月町子育てプラン」に掲げている目指す子ども像であります、大月の子どもたちが『志を高く持ち、感動する心、感謝や思いやりの心、人や物を大切にする心を持った子』へと育ててもらいたいと願っております。

保護者は、子育てをしなければならない義務を有することを前提とし、家庭は教育の原点であり、保育所、学校、地域が一体となり、子どもが未来に希望の持てる子育てを支援していくことが必要です。

地域で子どもたちを見守り、温かい愛情を注ぎ、子育ての喜びを感じながら子どもの成長する姿に感動し、子どもと共に私たちも成長していきたいと思っております。

大月町では、保護者が子育てに喜びや生きがいの感じることができるよう、子育て支援策の質・量の拡充・改善を図り、次代を担う子どもたちの健やかで生き生きとした成長を支援するとともに、子育てにやさしい地域社会の実現を目指します。

令和2年3月

大月町長 岡田 順一

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の性格と位置づけ	2
3. 計画の期間	3
4. 計画の策定方法	3
第2章 大月町の子どもと子育て家庭を取り巻く状況	4
1. 大月町の現状	4
2. アンケート調査結果からみた子育て支援ニーズ	12
3. 子ども・子育て支援施策の取り組み状況と今後の課題	20
第3章 計画の基本的な考え方	24
1. 基本理念	24
2. 基本目標	25
3. 施策の体系	26
第4章 施策の展開	27
1. 安心して子どもを生み、育てられる支援体制の充実	27
2. すべての子どもが等しく健やかに成長できる環境の整備	34
3. 子どもたちの生きる力と豊かな心の育成	40
4. 子どもと子育て家庭にやさしい地域づくりの推進	42
第5章 主要事業の実施目標	45
1. 子ども・子育て支援新制度における事業の体系	45
2. 教育・保育提供区域の設定	46
3. 量の見込み及び確保方策の設定方法	47
4. 教育・保育の量の見込みと提供体制	48
5. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制	52
6. 教育・保育の一体的な提供の推進	64
7. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施	65
第6章 計画の推進	66
1. 計画の推進体制	66
2. 関係機関等との連携・協働	67
3. 計画の周知	67
資料編	68

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

少子化の進行や出生率の長期的な低下が進み、本格的な人口減少社会が到来する中、社会全体で子どもの健やかな成長や子育てを支援するための新たな仕組みを構築し、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大、地域の子ども・子育て支援の充実を推進するための「子ども・子育て関連3法」が平成24年に成立し、これら3法に基づく「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。

「子ども・子育て支援新制度」では、市町村を実施主体として、地域の様々な子ども・子育て支援のニーズを踏まえた「子ども・子育て支援事業計画」の策定を義務づけ、計画的に子ども・子育て支援の充実を図ることとしています。

本町では、平成27年3月に「大月町子ども・子育て支援事業計画」（以下「第1期計画」という。）を策定し、「子ども・子育て支援新制度」への対応を主としつつ、住民ニーズへの更なる対応や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた地域や社会全体での取り組みを推進してきました。

しかしながら、核家族化や地域のつながりの希薄化、就労する保護者の増加など、社会生活上の変化により、子どもや子育てをめぐる環境は依然として厳しい状況にあり、また、子育てに不安や孤立、負担を感じる家庭も少なくありません。このような状況を踏まえ、今後は、幼児教育・保育の無償化、働き方改革など、子育てや暮らしの在り方が多様化していく中で、保護者がどのように子育てしたいか、働きたいか、暮らしたいか、といった当事者の視点に立った子育て支援が求められています。

第1期計画が令和元年度でその計画期間を終了することを受け、これまでの本町の取り組みを振り返るとともに、今後の子ども・子育て支援の方針を定め、地域の協力のもと、子ども・子育て支援の各事業を計画的に推進していくため、「第2期大月町子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

■ 子ども・子育て関連3法

- 子ども・子育て支援法
- 認定こども園法の一部改正法
- 子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（上記に2法に伴う児童福祉法ほかの改正）

2. 計画の性格と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、町内のすべての子ども・子育て家庭を対象とし、国が定める基本指針に即して、教育・保育その他の子ども・子育て支援が適切に提供されるよう、提供体制の確保及び法に基づく業務の円滑な実施について定めるものです。

また、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」としても位置づけ、子どもが健やかに成長する環境整備や、住民の子育てニーズに対応した支援施策など、今後、本町が進めていく子ども・子育て支援施策の方向性や目標を総合的に定めたものです。

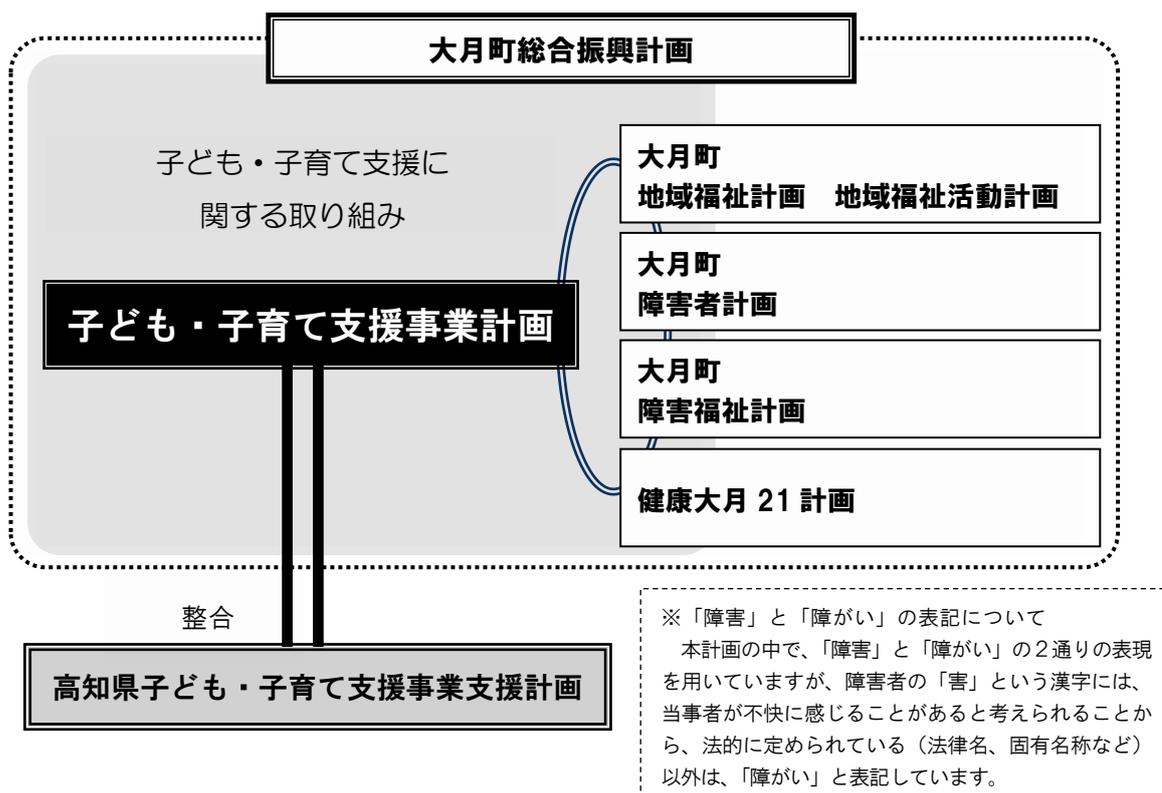
本計画の策定にあたっては、国や高知県の動向、社会情勢等を踏まえるとともに、これまでの取り組みとの継続性を保ち、同時に、様々な分野の取り組みを総合的・一体的に進めるため、本町の上位計画である「大月町総合振興計画」や福祉分野の包括的計画である「大月町地域福祉計画」をはじめとする健康福祉・教育分野など各分野の関連計画・方針との整合・調整を図り策定するものです。

■子ども・子育て支援法（抜粋）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第 61 条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

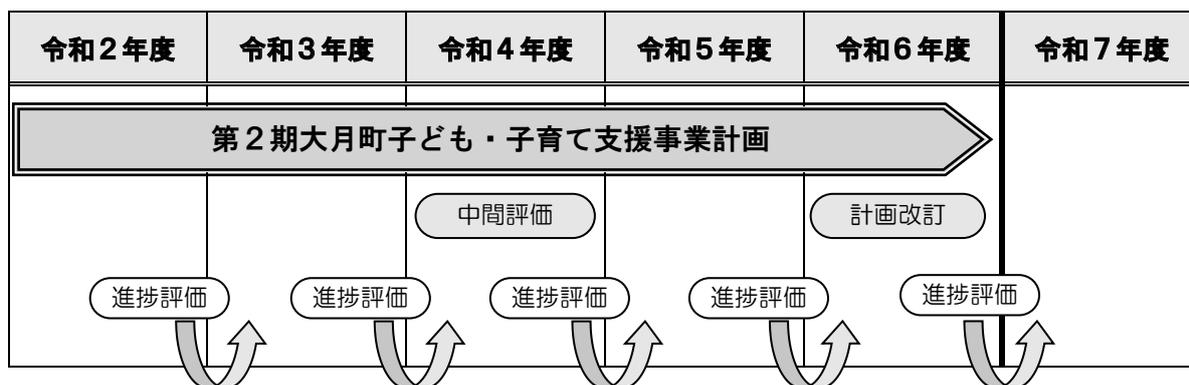
■諸計画との関係



3. 計画の期間

本計画の期間は、子ども・子育て支援法の規定に基づき、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

また、本計画の内容と実際の状況に乖離がある場合は、中間年を目安として計画の見直しを行うものとします。



4. 計画の策定方法

本計画の策定にあたり、就学前児童のいる世帯を対象に、子育ての状況と意識、各種サービスの利用状況や今後の利用意向、行政施策へのニーズなどを把握することを目的に、アンケート形式のニーズ調査を実施し、策定の基礎資料としました。

また、大月町の子ども・子育て支援の在り方について幅広い意見の集約を行い、その内容を反映させることを目的として、住民や関係機関・団体の代表などで構成する「大月町子ども・子育て支援会議」を設置し、会議における議論を中心に策定を行いました。

さらに、大月町教育委員会を中心に、国や高知県との調整を行いつつ、庁内の関係各課で検討及び協議を行い、円滑な策定に向けて取り組むとともに、住民の意見を計画に反映する手段として、パブリックコメントを実施しました。

第2章 大月町の子どもと子育て家庭を取り巻く状況

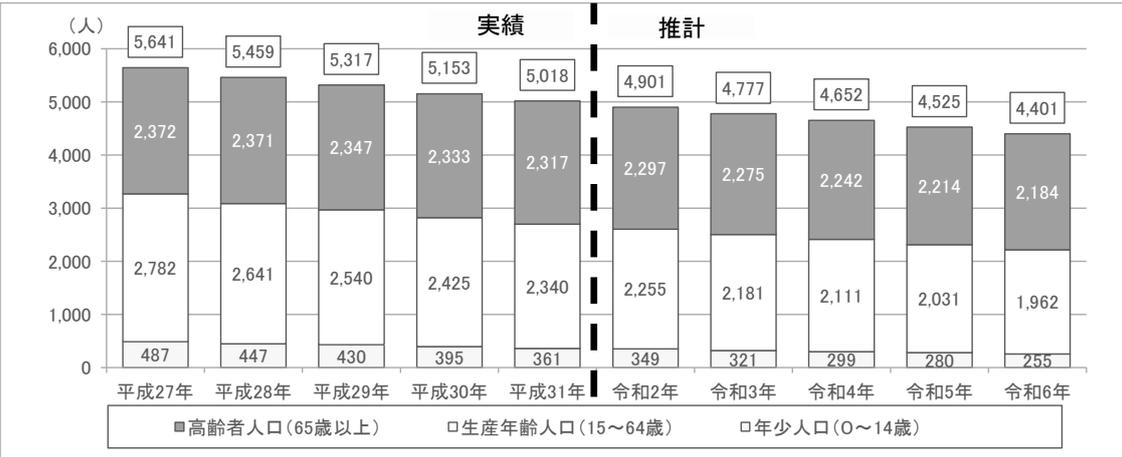
1. 大月町の現状

(1) 人口の動向

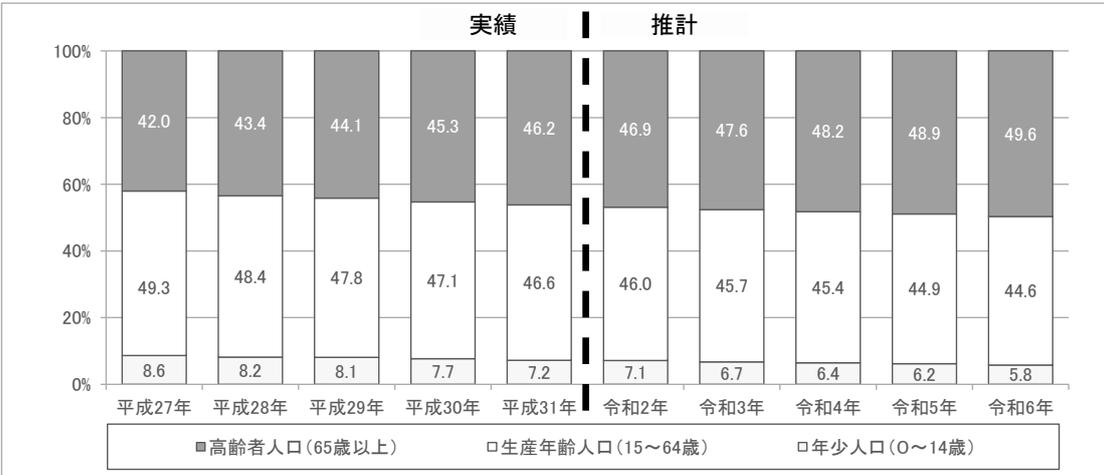
本町の総人口は緩やかに減少を続けています。年齢3区分別にみると、年少人口（0～14歳）は、平成27年の487人から平成31年には361人と126人の減少となり、総人口に占める割合も減少している一方、高齢者人口（65歳以上）の総人口に占める割合は増加しており、人口減少と少子高齢化が進行しています。

今後の推計においても、すべての区分で緩やかに減少していくことが予想され、年少人口（0～14歳）については、令和6年で255人と、総人口に占める割合も5.8%にまで減少することが見込まれます。

■ 年齢3区分別人口の推移と今後の推計



■ 年齢3区分別人口割合の推移と今後の推計



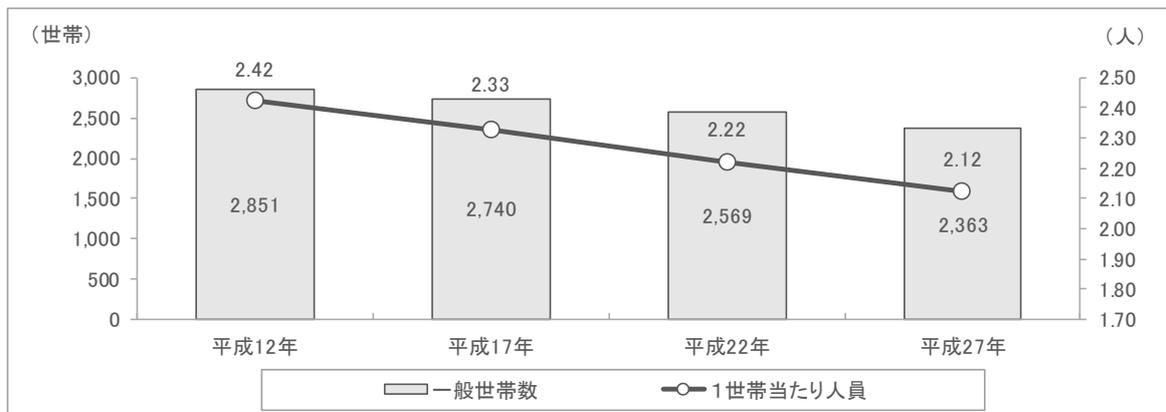
資料：平成27年～平成31年：住民基本台帳（各年4月1日）
 令和2年～令和6年：住民基本台帳（各年4月1日）を基にコーホート変化率法を用いて推計

(2) 世帯の状況

① 一般世帯数、1世帯当たり人員の推移

国勢調査によると、一般世帯数、1世帯当たり人員ともに減少傾向で推移しています。

■ 一般世帯数、1世帯当たり人員の推移



資料：国勢調査（各年10月1日）から算出

② 世帯の家族類型（平成27年）

平成27年における世帯の家族類型をみると、18歳未満世帯員のいる一般世帯数は309世帯で、一般世帯数の13.1%となっています。

また、平成27年の核家族世帯は1,327世帯と、町内の一般世帯の5割以上を核家族が占めており、18歳未満世帯員のいる一般世帯、6歳未満世帯員のいる一般世帯については、核家族世帯が8割弱となっているなど、特にこの傾向が強くみられます。

■ 世帯の家族類型（平成27年）

(単位：世帯、%)

	一般世帯数	18歳未満世帯員のいる一般世帯数	6歳未満世帯員のいる一般世帯数
総数 (一般世帯数に占める割合)	2,363	309 (13.1%)	113 (4.8%)
A 親族のみの世帯	1,540	308	113
1 核家族世帯	1,327	238	88
2 核家族以外の世帯	213	70	25
B 非親族を含む世帯	9	1	-
C 単独世帯	814	-	-
核家族世帯の割合	56.2%	77.0%	77.9%

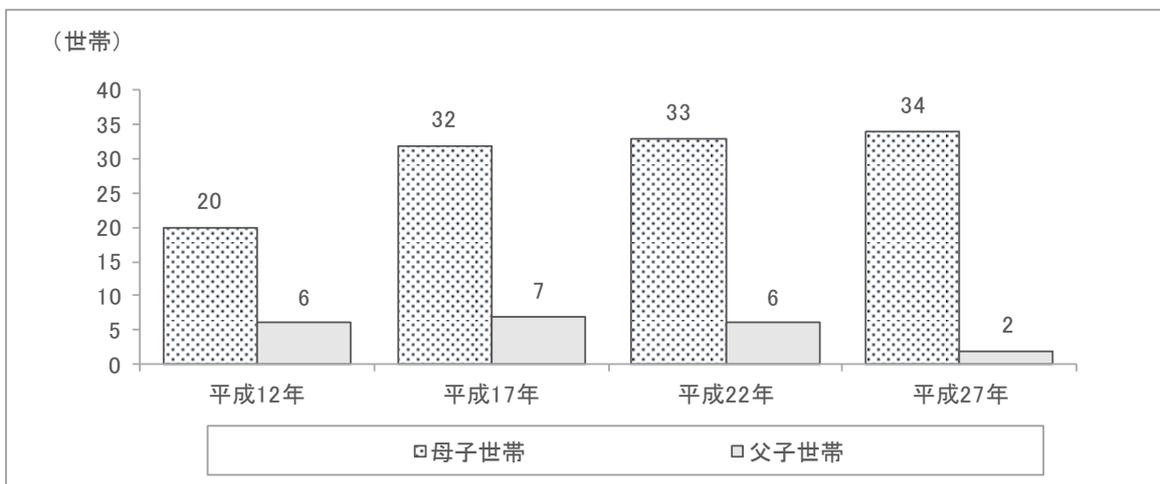
資料：平成27年国勢調査（10月1日）から算出

③ ひとり親世帯の推移

ひとり親世帯の状況をみると、父子世帯は減少傾向で推移している一方、母子世帯は平成12年から平成17年にかけて増加し、平成27年は34世帯となっています。

また、一般世帯に占めるひとり親世帯の割合の推移をみると、高知県及び全国より低い水準であるものの、増加傾向で推移しています。

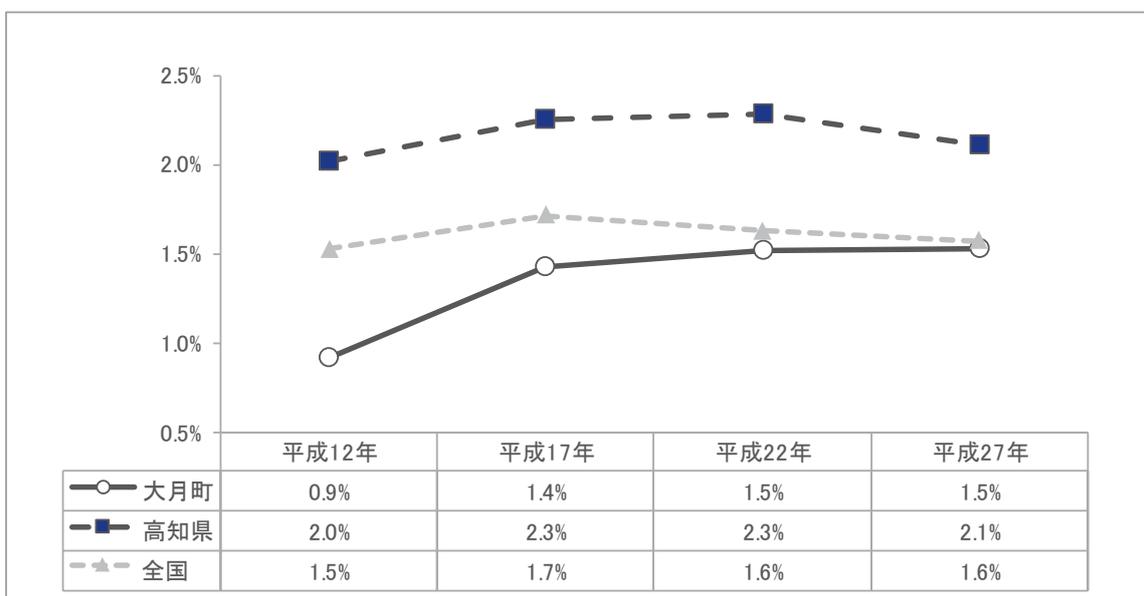
■ 母子世帯数・父子世帯数の推移



(注) 他の世帯員がいる世帯を含まない。

資料：国勢調査（各年10月1日）

■ 一般世帯に占めるひとり親世帯の割合の推移



(注) 他の世帯員がいる世帯を含まない。

資料：国勢調査（各年10月1日）から算出

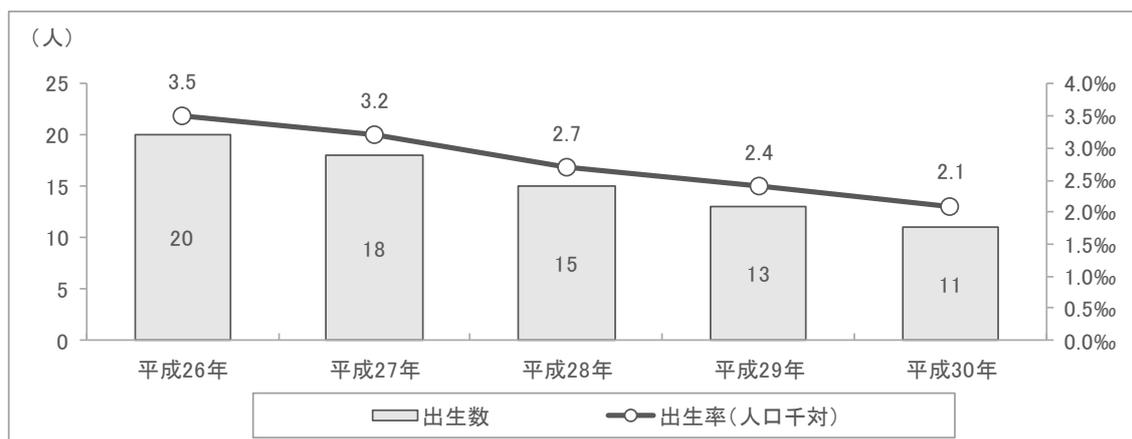
(3) 出生の状況

① 出生数、出生率の推移

1年間に生まれた子どもの数（出生数）の推移をみると、減少傾向で推移しており、平成30年は11人となっています。

出生率（人口千対）も平成26年は3.5%でしたが、平成30年は2.1%まで減少しています。

■ 出生数、出生率の推移



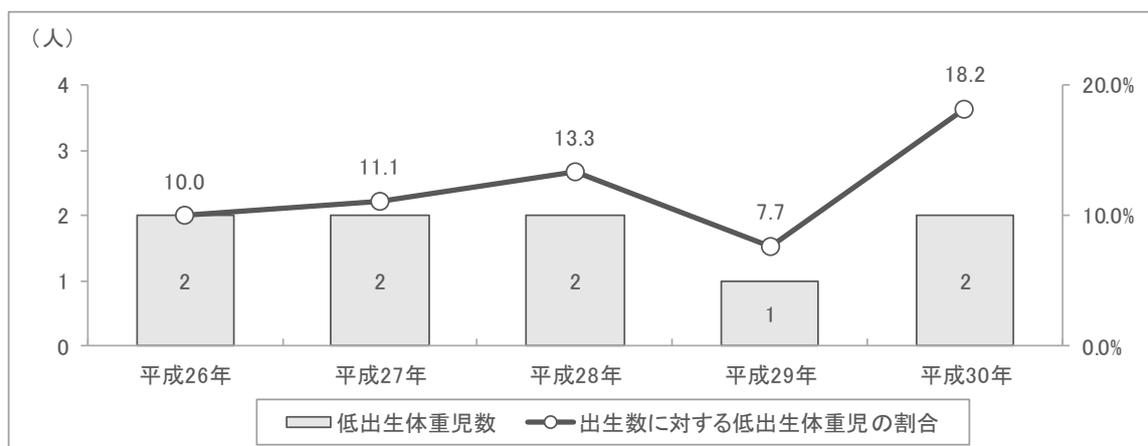
資料：大月町

② 低出生体重児数、低出生体重児出生率の推移

1年間に生まれた子ども（出生数）のうち、2,500g未満の低出生体重児は1人から2人の間で推移しています。

また、出生児に占める低出生体重児の割合は10.0%前後で推移してきましたが、平成30年は18.2%となっています。

■ 低出生体重児数、低出生体重児出生率の推移



資料：大月町

(4) 就労の状況

① 産業区分別（大分類）就業者

生産年齢人口の減少に伴い、就業者総数も減少しています。また、産業別就業者の比率をみると、第1次産業、第2次産業は減少傾向で推移している一方、第3次産業は増加傾向となっています。

■ 産業（大分類）別就業者割合

(単位：人、%)

区分	総数	第1次産業		第2次産業		第3次産業	
		就業者数	割合※	就業者数	割合※	就業者数	割合※
平成12年	3,121	1,016	32.6%	714	22.9%	1,391	44.6%
平成17年	2,675	856	32.0%	427	16.0%	1,392	52.0%
平成22年	2,282	713	31.2%	319	14.0%	1,250	54.8%
平成27年	2,216	676	30.5%	325	14.7%	1,215	54.8%

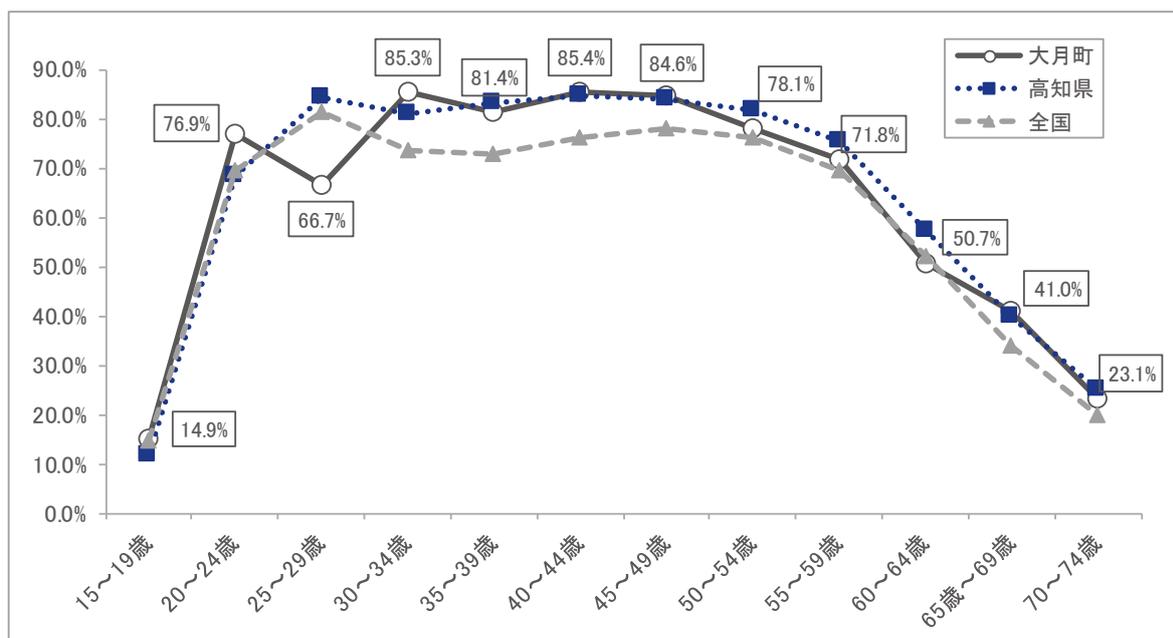
※ 産業区分別就業者総数に占める産業区分別就業者の割合

資料：国勢調査（10月1日）から算出

② 女性の年齢階層別労働力率

平成27年の女性の労働力率（15歳以上人口に占める就業者と完全失業者の割合）をみると、25歳から29歳にかけて労働力率が大きく減少しており、結婚・出産・子育て期に就業率は減少し、その後、子育てが終わった時期にかけて再び増加する、いわゆるM字カーブといわれる状況がみてとれます。

■ 女性の年齢階層別労働力率の推移



(注) グラフ中のデータは大月町のみ掲載

資料：平成27年国勢調査（10月1日）

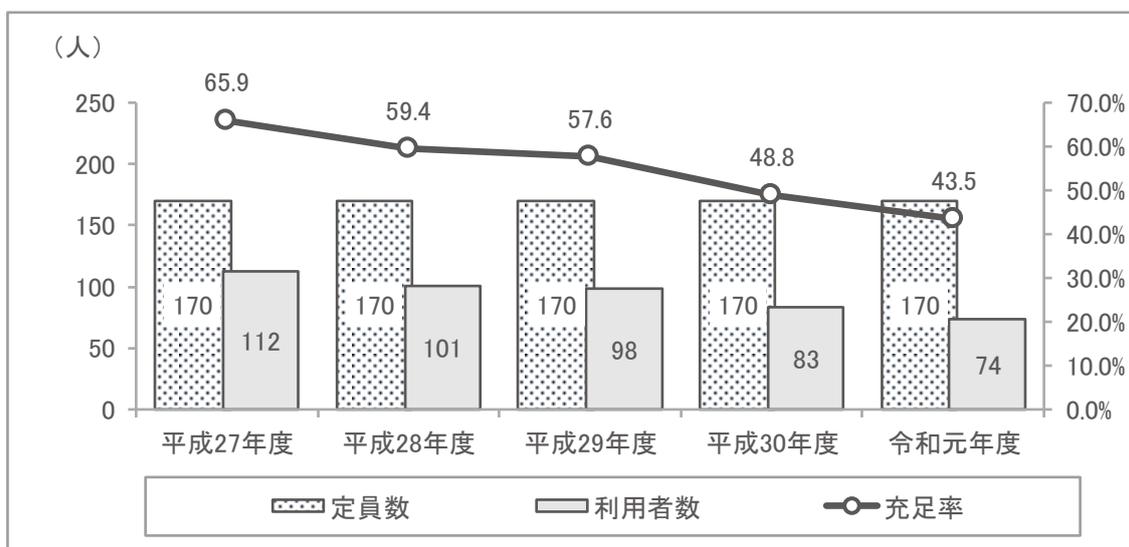
(5) 教育・保育環境の現状

① 保育所の状況

本町には公立の保育所が3園開設されており、保育所の利用者数は減少しています。

令和元年度においては、定員に占める利用者の割合は50.0%を下回っており、待機児童数は0人となっています。

■ 保育所利用者数の推移



資料：大月町（各年度4月1日）

② 子育て広場等の状況

本町では、子育ての支援拠点として親子が気軽に集える遊び場づくりも兼ね、親同士・子ども同士の交流の場を提供しています。

子育て広場は令和元年度までの実施予定となっていますが、月曜日から金曜日まで開放しており、週1回は子育て相談員を配置しています。

また、赤ちゃん相談は月に1回開催しており、保健師、助産師等の専門職からの情報提供等を行っています。

■ 子育て広場等の利用状況

(単位：人)

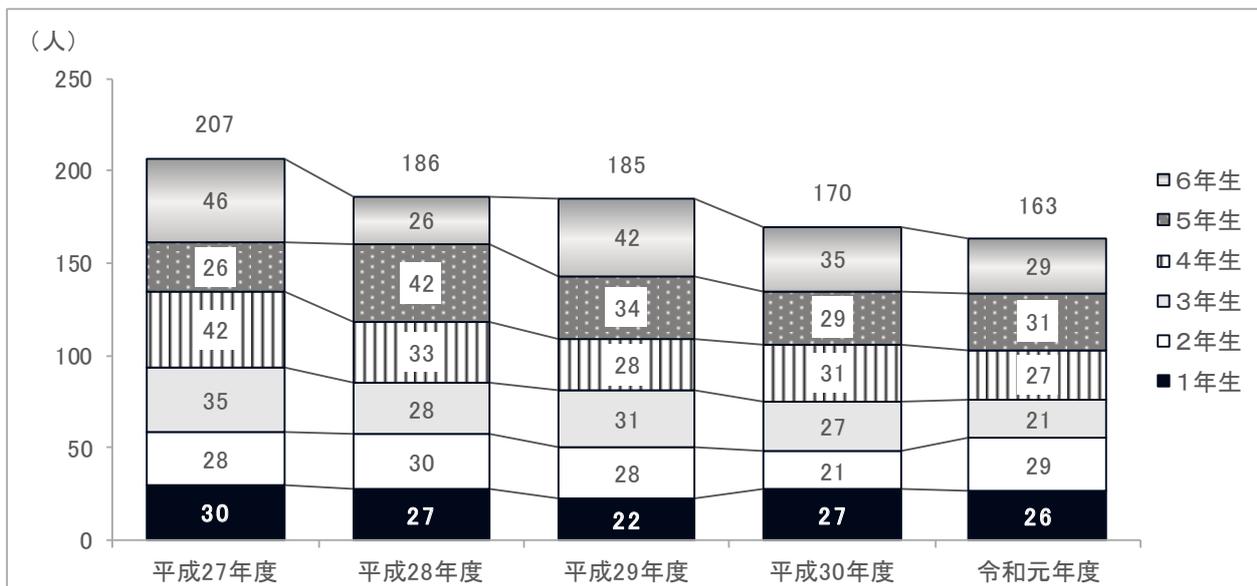
区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者数	子育て広場(実家庭数)	48	42	26	8
	赤ちゃん相談(実家庭数)	42	38	34	20
	子育て支援情報の提供	42	38	34	20

資料：大月町

③ 小学校、中学校の状況

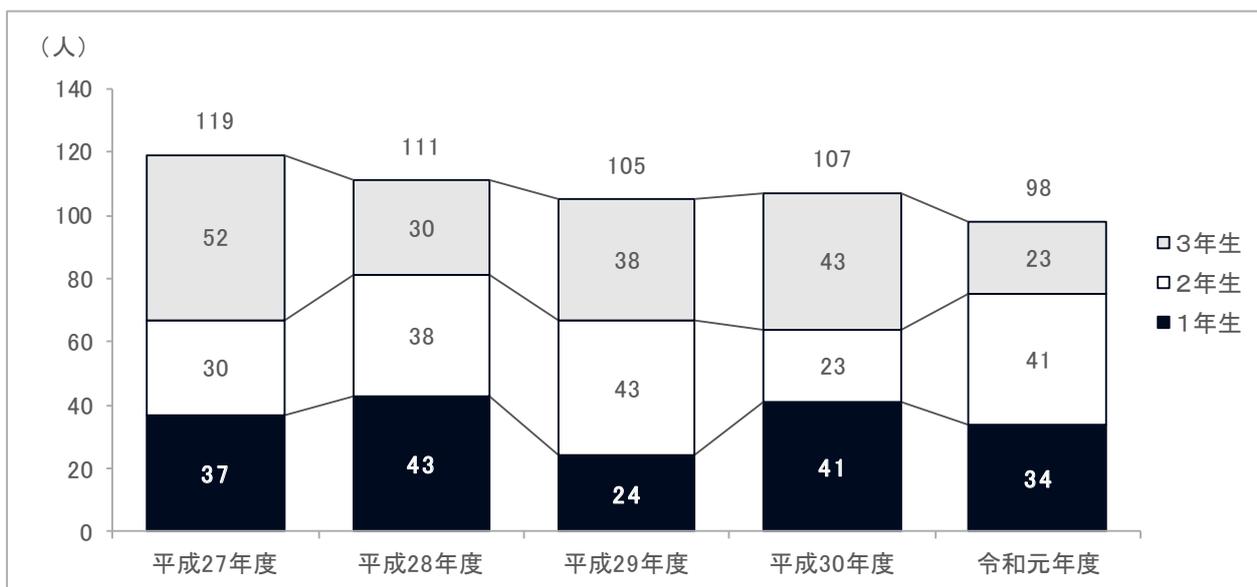
令和元年度において、町内には小学校1校、中学校1校が開設されており、小学校児童数、中学校生徒数とも緩やかな減少傾向で推移しています。

■ 小学生児童数の推移



資料：学校基本調査（各年度5月1日）

■ 中学校生徒数の推移



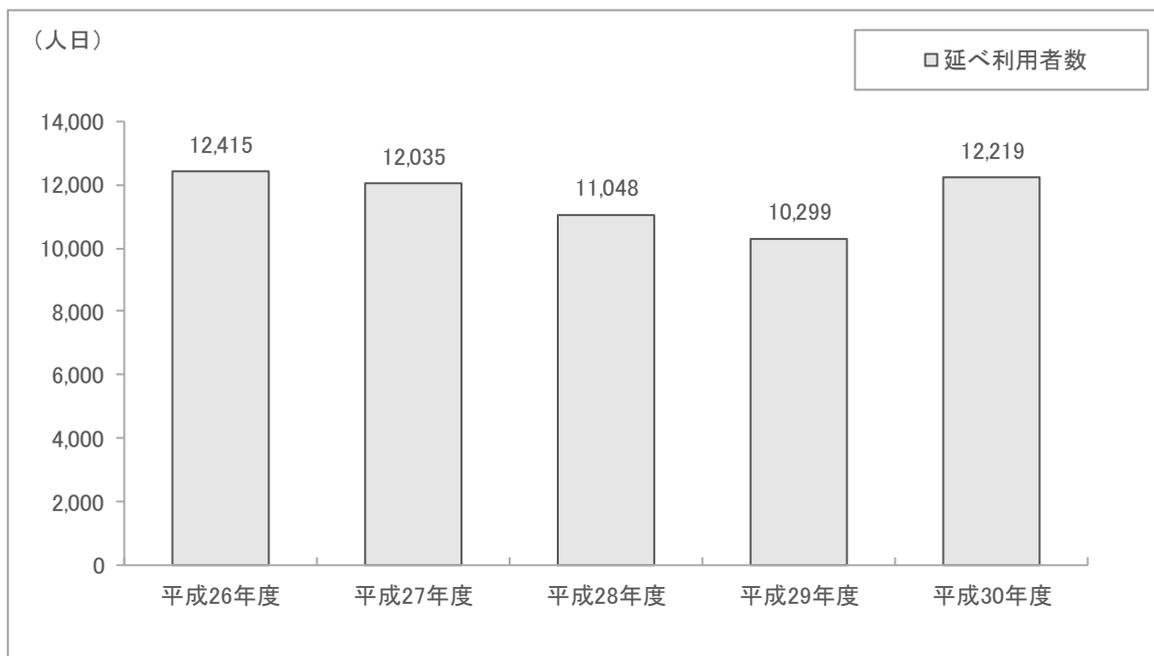
資料：学校基本調査（各年度5月1日）

④ 放課後子ども教室の状況

本町では、小学校の余裕教室を活用し、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を1箇所設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちに勉強やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流の機会を提供しています。

延べ利用者数は、児童数の減少に伴い減少してきましたが、平成30年度は12,219人日と平成29年度に比べて1,920人日増加しています。

■ 放課後子ども教室の延べ利用者数の推移



資料：大月町

2. アンケート調査結果からみた子育て支援ニーズ

(1) ニーズ調査の実施概要

① 調査の目的

本計画を策定するにあたり、「大月町 子育て支援に関する調査（ニーズ調査）」を実施しました。この調査は、確保を図るべき教育・保育給付、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」を算出するための基礎資料とするとともに、本町における子育て環境の変化や、住民が求める取り組み等を把握することで、より効果的な子ども・子育て支援策を検討することを目的としています。

② 調査の方法、回収状況等

ニーズ調査の方法や回収状況は次のとおりです。

■ 調査の実施概要

調査名	大月町 子育て支援に関する調査
調査対象	大月町在住の就学前児童を持つ保護者
抽出法	住民基本台帳からの系統抽出
調査方法	保育所（園）を通じた配布・回収及び郵送による配布・回収
調査時期	令和元年7月
調査地域	大月町全域

■ 調査票の回収状況

配布数	76
有効回収数	72
有効回収率	94.7%

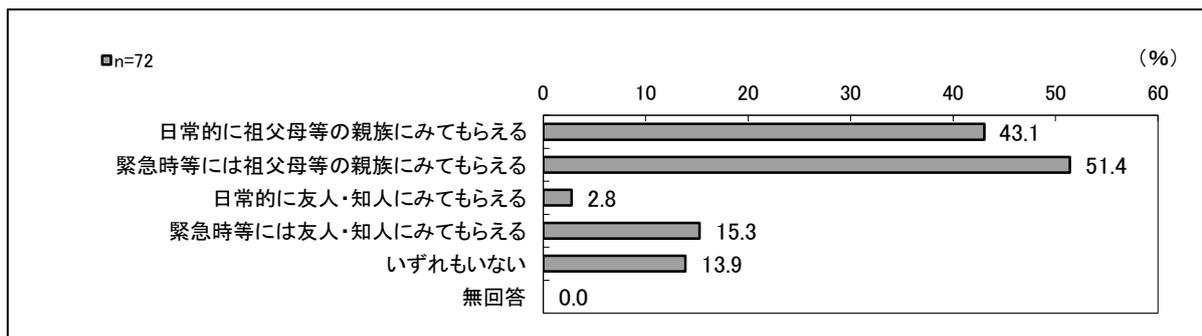
- ・回答は各質問の回答者数（n）を基数とした百分率（%）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- ・複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。

(2) 調査結果のポイント

① 日頃、子どもをみてもらえる親族・知人

日頃、子どもをみてもらえる親族・知人については、「緊急時等には祖父母等の親族にみてもらえる」と「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の2つが4割以上で上位となっています。一方で「いずれもない」は1割強となっており、平成25年度に実施した前回調査（以下「前回調査」という。）と比べて若干増加しています。

■ 日頃、子どもをみてもらえる親族・知人



<前回調査との比較>

項目	今回調査 (%)	前回調査 (%)	差 (ポイント)
日常的に祖父母等の親族にみてもらえる	43.1	51.0	▲ 7.9
緊急時等には祖父母等の親族にみてもらえる	51.4	47.0	▲ 4.4
日常的に友人・知人にみてもらえる	2.8	1.0	▲ 1.8
緊急時等には友人・知人にみてもらえる	15.3	10.0	▲ 5.3
いずれもない	13.9	4.0	▲ 9.9
無回答	0.0	2.0	▲ 2.0
回答者数 (n数)	72	100	

② 保護者の就労状況

保護者の現在の就労状況を見ると、“就労中”の母親の割合はあわせて87.4%と、前回調査の77.0%と比べて10ポイント以上増加しています。

また、父親は、「就労中/フルタイム」が約8割を占めています。

■ 保護者の現在の就労状況

<前回調査との比較>

項目	母親			父親		
	今回調査 (%)	前回調査 (%)	差 (ポイント)	今回調査 (%)	前回調査 (%)	差 (ポイント)
就労中/フルタイム	58.3	41.0	▲ 17.3	79.2	70.0	▲ 9.2
就労中/フルタイムで産休・育休・介護休業中	8.3	4.0	▲ 4.3	1.4	0.0	▲ 1.4
就労中/パートタイム・アルバイト等	19.4	30.0	▲ 10.6	0.0	3.0	▲ 3.0
就労中/パート・アルバイトで産休・育休・介護休業中	1.4	2.0	▲ 0.6	0.0	0.0	0.0
以前は働いていたが現在は働いていない	6.9	19.0	▲ 12.1	2.8	1.0	▲ 1.8
これまで働いたことはない	2.8	0.0	▲ 2.8	0.0	0.0	0.0
無回答	2.8	4.0	▲ 1.2	16.7	26.0	▲ 9.3
回答者数 (n数)	72	100		72	100	

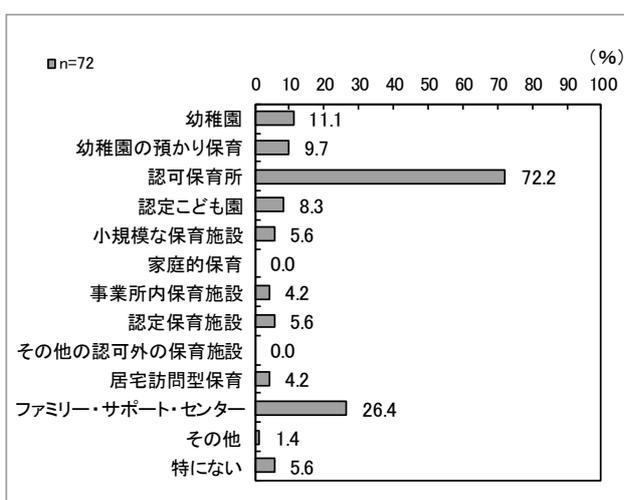
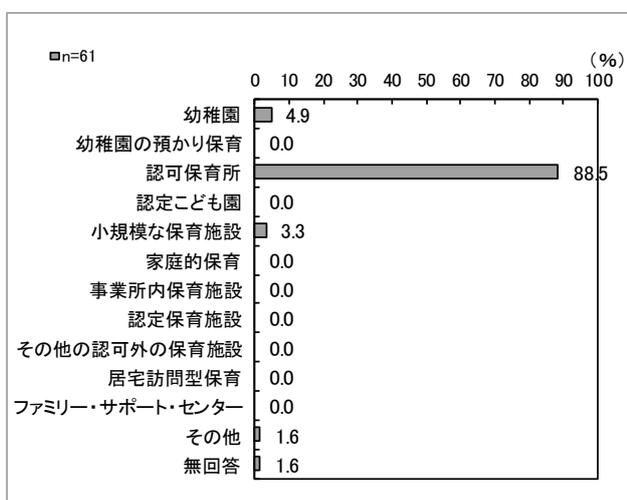
③ 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況と利用希望

平日、定期的にご利用している教育・保育事業については、「認可保育所」が9割弱で最も多く、以下「幼稚園」「小規模な保育施設」「その他」となっています。

今後、利用したい定期的な教育・保育の事業では、現在の利用事業と同様に「認可保育所」が最も多く、次いで「ファミリー・サポート・センター」となっています。

また、教育・保育事業の現在の利用終了時刻と希望する利用終了時刻を比較すると、現在の利用終了時刻は「16時台」が他を離して多くなっている一方、希望する利用終了時刻では、「17時台」や「18時台」で増加がみられるほか、「19時台」や「20時以降」といった回答もみられます。

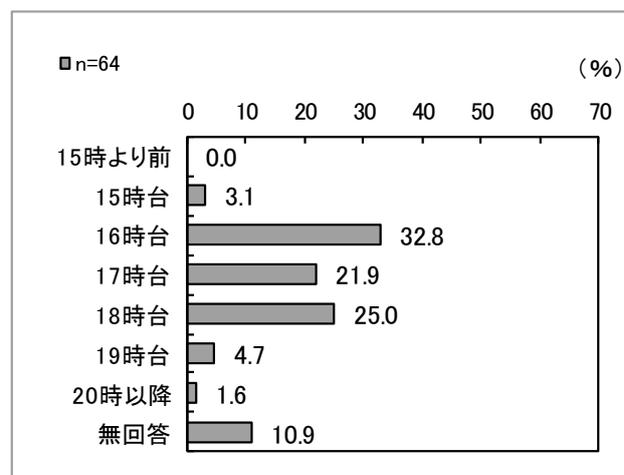
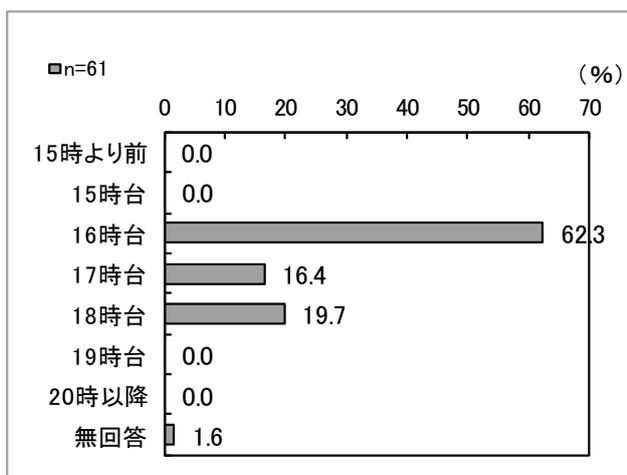
■ 平日、定期的にご利用している教育・保育事業 ■ 平日、定期的にご利用したい教育・保育事業



■ 平日、定期的にご利用している教育・保育事業 ■ 平日、定期的にご利用したい教育・保育事業

[現在の利用終了時刻]

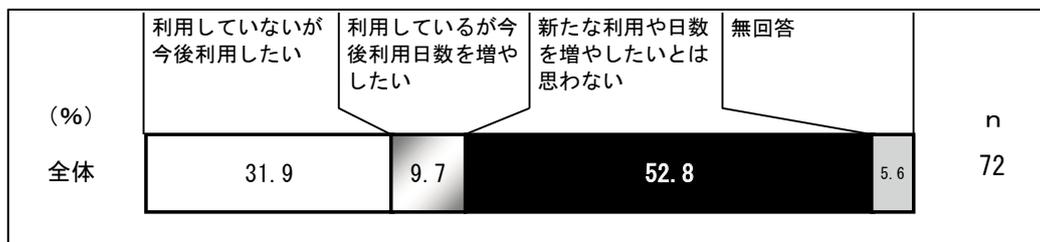
[希望する利用終了時刻]



④ 地域子ども・子育て支援事業の利用希望

地域子育て支援拠点事業の今後の利用希望については、「利用していないが今後利用したい」と「利用しているが今後利用日数を増やしたい」をあわせた約4割の人が“利用したい”と回答している一方、「新たな利用や日数を増やしたいとは思わない」も5割強を占めています。

■ 地域子育て支援拠点事業等の今後の利用意向



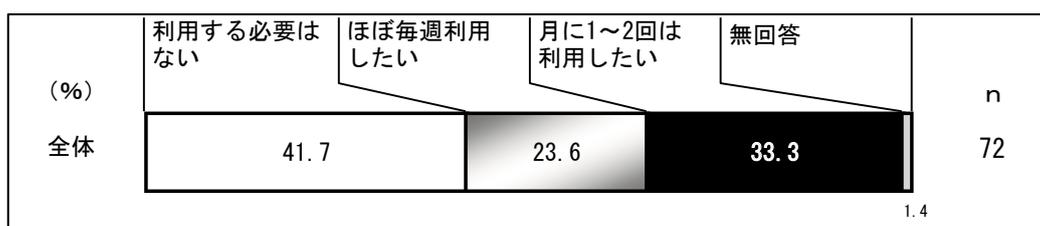
⑤ 土曜・休日や長期休暇中の「定期的」な教育・保育事業の利用希望

土曜日の定期的な教育・保育事業の利用希望については、「月に1～2回は利用したい」と「ほぼ毎週利用したい」をあわせた“利用したい”は5割台半ばを占めており、「利用する必要はない」は約4割となっています。

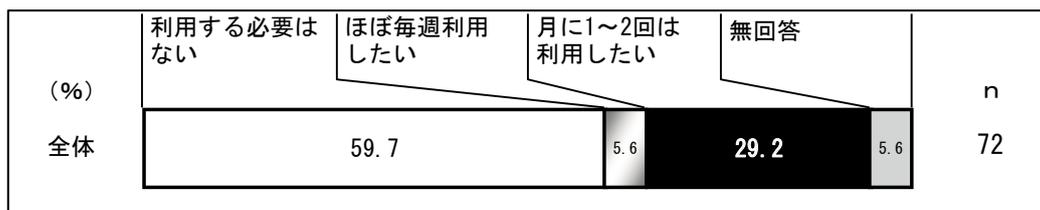
一方で、日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望については、「利用する必要はない」が約6割を占めており、「月に1～2回は利用したい」と「ほぼ毎週利用したい」をあわせた“利用したい”は3割台半ばにとどまっています。

■ 土曜日、日曜日・祝日の「定期的」な教育・保育事業の利用希望

[土曜日]



[日曜日・祝日]

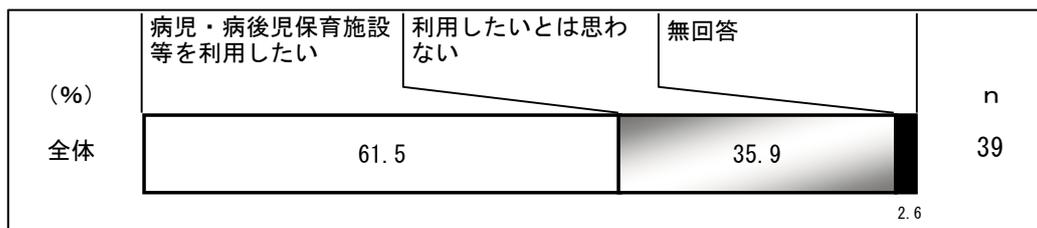


⑥ 病児・病後児のための保育施設等の利用希望

この1年間の病気やケガで普段利用している教育・保育の事業ができなかった場合の対処方法として、父親又は母親が休んだと回答した人の、病児・病後児のための保育施設等の利用希望については、「病児・病後児保育施設等を利用したい」が約6割を占めて多くっており、「利用したいとは思わない」は3割台半ばとなっています。

前回調査と比較すると、「病児・病後児保育施設等を利用したい」の割合が大幅に増加しています。

■ 病児・病後児のための保育施設等の利用意向



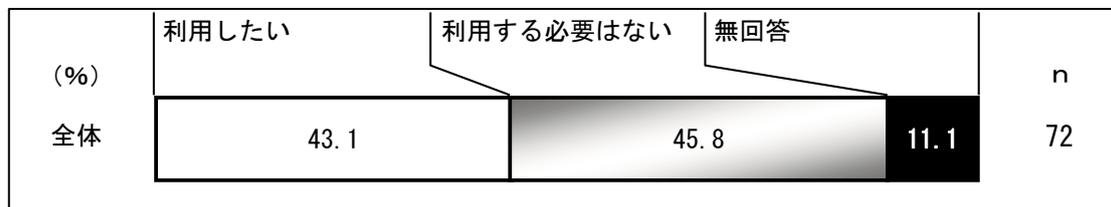
<前回調査との比較>

項目	今回調査 (%)	前回調査 (%)	差 (ポイント)
病児・病後児保育施設等を利用したい	61.5	32.6	28.9
利用したいとは思わない	35.9	65.2	▲ 29.3
無回答	2.6	2.2	0.4
回答者数 (n数)	39	46	

⑦ 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用

私用、親の通院、不定期の就労等での不定期な一時預かり等の事業の利用意向については、「利用する必要はない」が45.8%、「利用したい」が43.1%と、「利用する必要はない」の方が多くなっているものの、前回調査と比較すると「利用したい」の割合が増加しています。

■ 私用、通院、不定期就労等での教育・保育事業の利用意向



<前回調査との比較>

項目	今回調査 (%)	前回調査 (%)	差 (ポイント)
利用したい	43.1	28.0	15.1
利用する必要はない	45.8	56.0	▲ 10.2
無回答	11.1	16.0	▲ 4.9
回答者数 (n数)	72	100	

⑧ 子どもの放課後の過ごし方の希望

小学校就学後の放課後の時間を過ごさせたい場所については、小学校低学年のうち「放課後子ども教室」が4割台半ばで最も多く、次いで「放課後児童クラブ」が4割弱で続いています。

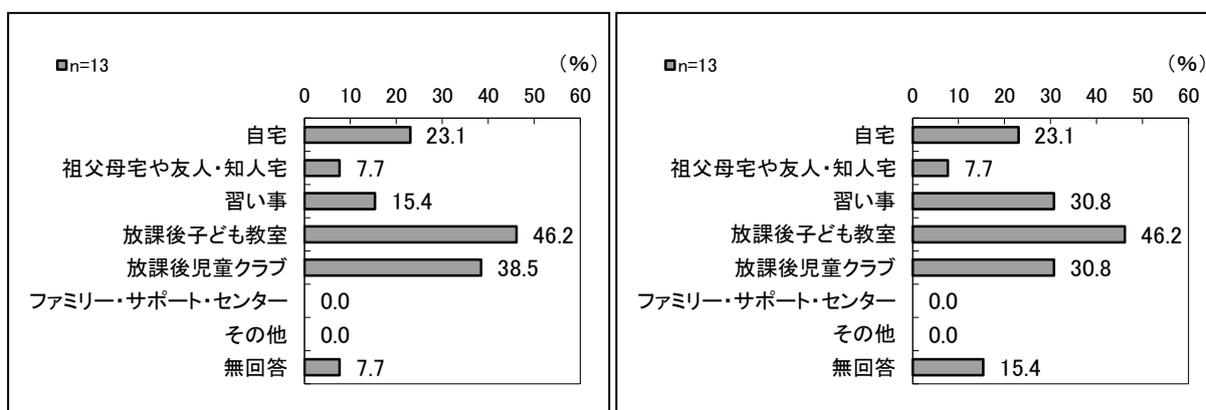
小学校高学年になった場合は、小学校低学年と同様に、「放課後子ども教室」が4割台半ばで最も多く、次いで「習い事」と「放課後児童クラブ」が約3割で続いています。

前回調査と比較すると、小学校低学年、小学校高学年とも「放課後児童クラブ」の割合が増加しています。

■ 放課後の時間を過ごさせたい場所

[小学校低学年（1～3年生）]

[小学校高学年（4～6年生）]



< 前回調査との比較 >

項目	小学校低学年(1～3年生)			小学校高学年(4～6年生)		
	今回調査 (%)	前回調査 (%)	差 (ポイント)	今回調査 (%)	前回調査 (%)	差 (ポイント)
自宅	23.1	31.9	▲ 8.8	23.1	34.0	▲ 11.0
祖父母宅や友人・知人宅	7.7	12.8	▲ 5.1	7.7	10.6	▲ 2.9
習い事	15.4	21.3	▲ 5.9	30.8	27.7	▲ 3.1
放課後子ども教室	46.2	57.4	▲ 11.3	46.2	48.9	▲ 2.8
放課後児童クラブ	38.5	21.3	▲ 17.2	30.8	17.0	▲ 13.7
ファミリー・サポート・センター	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他	0.0	2.1	▲ 2.1	0.0	2.1	▲ 2.1
無回答	7.7	23.4	▲ 15.7	15.4	27.7	▲ 12.3
回答者数 (n数)	13	47		59	47	

⑨ 子育て支援対策全般について

地域の子育て環境や支援への満足度（数値が大きいほど満足度が高い）については、「満足度4」と「満足度5」をあわせた“満足度が高い”は3割弱（27.8%）となっており、「満足度2」と「満足度1」をあわせた“満足度が低い”の2割強（22.2%）を上回っています。

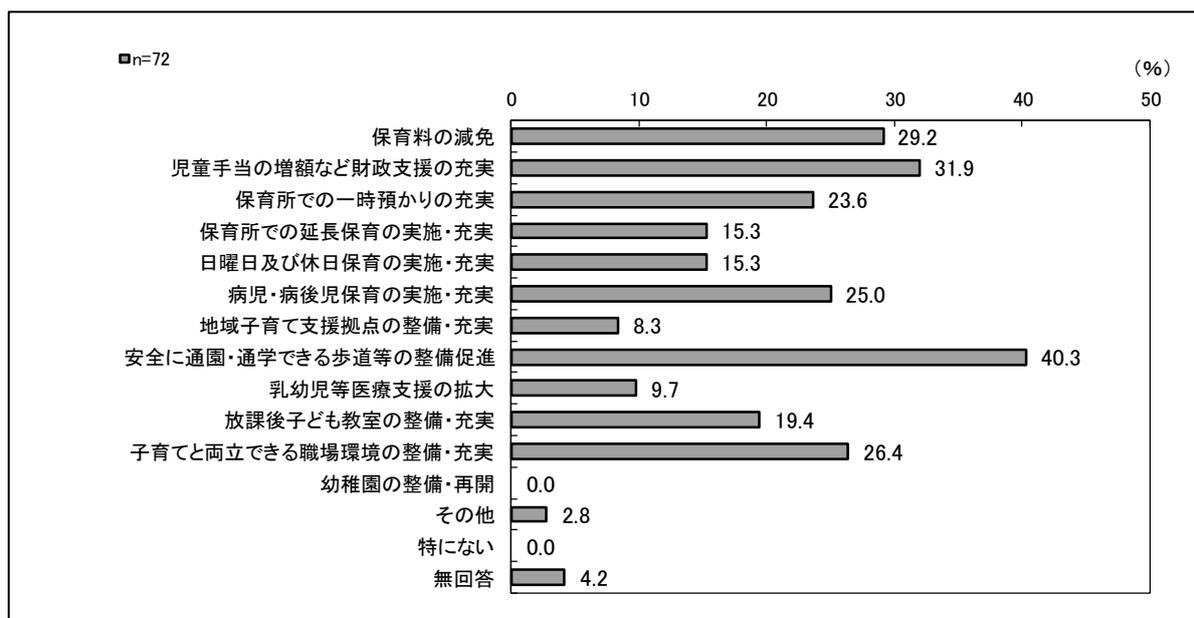
(%)	満足度1	満足度2	満足度3	満足度4	満足度5	無回答	n
全体	8.3	13.9	41.7	22.2	5.6	8.3	72

また、本町が重点的に取り組むべき子育て支援施策については、「安全に通園・通学できる歩道等の整備促進」が約4割で最も多く、次いで「児童手当の増額など財政支援の充実」が約3割で続いています。

子どもの年齢別にみてもおおむね全体と同様の傾向を示していますが、子どもの安全を守る環境整備のほか、低年齢児の保護者は経済的な支援を、4・5歳児の保護者は仕事と子育ての両立支援といった施策を重要視していることがうかがえます。

前回調査と比較すると、全体的に増加がみられ、特に「安全に通園・通学できる歩道等の整備促進」と「保育所での一時預かりの充実」については、20ポイント以上増加しています。

■ 重点的に取り組むべき子育て支援施策



上段：件数 下段：%		合計	保育料の減免	児童手当の増額など財政支援の充実	充実	保育所での一時預かりの充実	保育所での延長保育の実施・充実	日曜日及び休日保育の実施・充実	病児・病後児保育の実施・充実	地域子育て支援拠点の整備・充実	安全に通園・通学できる歩道等の整備促進	乳幼児等医療支援の拡大	放課後子ども教室の整備・充実	子育てと両立できる職場環境の整備・充実	幼稚園の整備・再開	その他	特にない	無回答
全体		72 100.0	21 29.2	23 31.9	17 23.6	11 15.3	11 15.3	18 25.0	6 8.3	29 40.3	7 9.7	14 19.4	19 26.4	0 0.0	2 2.8	0 0.0	0 0.0	3 4.2
子どもの年齢	0歳	10 100.0	5 50.0	6 60.0	2 20.0	1 10.0	1 10.0	4 40.0	2 20.0	4 40.0	2 20.0	2 20.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	1歳	8 100.0	4 50.0	1 12.5	2 25.0	2 25.0	1 12.5	2 25.0	0 0.0	4 50.0	1 12.5	1 12.5	2 25.0	0 0.0	1 12.5	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	2歳	14 100.0	4 28.6	5 35.7	5 35.7	3 21.4	4 28.6	4 28.6	2 14.3	5 35.7	1 7.1	2 14.3	2 14.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	3歳	13 100.0	3 23.1	4 30.8	5 38.5	1 7.7	3 23.1	4 30.8	1 7.7	4 30.8	0 0.0	2 15.4	2 15.4	0 0.0	1 7.7	0 0.0	0 0.0	2 15.4
	4歳	13 100.0	3 23.1	4 30.8	2 15.4	2 15.4	1 7.7	1 7.7	1 7.7	4 30.8	0 0.0	3 23.1	8 61.5	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 7.7
	5歳	13 100.0	2 15.4	2 15.4	1 7.7	2 15.4	1 7.7	3 23.1	0 0.0	7 53.8	2 15.4	4 30.8	5 38.5	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

(注) 網掛けは各区分の上位1～2位を示す。

<前回調査との比較>

項目	今回調査 (%)	前回調査 (%)	差 (ポイント)
保育料の減免	29.2	37.0	▲ 7.8
児童手当の増額など財政支援の充実	31.9	13.0	18.9
保育所での一時預かりの充実	23.6	0.0	23.6
保育所での延長保育の実施・充実	15.3	6.0	9.3
日曜日及び休日保育の実施・充実	15.3	5.0	10.3
病児・病後児保育の実施・充実	25.0	6.0	19.0
地域子育て支援拠点の整備・充実	8.3	3.0	5.3
安全に通園・通学できる歩道等の整備促進	40.3	6.0	34.3
乳幼児等医療支援の拡大	9.7	3.0	6.7
放課後子ども教室の整備・充実	19.4	6.0	13.4
子育てと両立できる職場環境の整備・充実	26.4	7.0	19.4
幼稚園の整備・再開	0.0	2.0	▲ 2.0
その他	2.8	1.0	1.8
特にない	0.0		0.0
無回答	4.2	5.0	▲ 0.8
回答者数 (n数)	72	100	

3. 子ども・子育て支援施策の取り組み状況と今後の課題

(1) 計画の進捗状況

第1期計画では、4つの「基本目標」を定めるとともに、「基本目標」に応じた具体的な「事業」を展開することで、基本理念である、すべての子どもの幸せの実現に向けて、地域のすべての人ができることを行い、子どもと子育て家庭を地域社会全体で支援していくまちづくりを推進してきました。

本計画で定めた事業は、全部で35あり、担当課において個別事業の点検・評価をした結果、計画に掲げた事業をおおむね達成できているもの（進捗状況「A」又は「B」）は計22事業で、その割合は62.9%となっており、50.0%を超えているものの、目標の達成に向けて取り組みを強化していく必要があります。

■ 施策・事業の進捗状況評価結果

基本目標 — 施策の方向	事業数	自己評価				
		A	B	C	D	E
1：幼児期の教育・保育事業の一体的な推進 1-1：施設型給付 1-2：地域型保育給付	4	0	1	0	0	3
2：地域子ども・子育て支援事業の推進 2-1：通所系事業 2-2：訪問系事業 2-3：その他の事業	8	3	0	2	3	0
3：仕事と生活の調和の促進	3	0	0	0	3	0
4：その他の支援事業の推進 4-1：保育の質の向上 4-2：児童虐待防止 4-3：障がい児支援 4-4：子育て家庭に対する経済的支援	20	14	4	1	1	0
合計	35	17	5	3	7	3

<評価基準>

- A評価：計画に掲げた施策を達成した（ほぼ100%の成果をあげることができた。）。
- B評価：計画に掲げた施策をおおむね達成した（75%程度の成果をあげることができた。）。
- C評価：現在、施策の達成に向けて動いている（半分程度の成果をあげることができた。）。
- D評価：現在、施策の達成に向けて動き始めた（施策に着手し、動き始めることはできた。）。
- E評価：現在、ほとんど手をつけていない、又は評価なし（施策に着手することができなかった。）。

(2) 計画の取り組み状況と今後の課題

本町の子ども・子育てを取り巻く現状やニーズ調査の結果、子ども・子育て支援施策の取り組み状況等から、子ども・子育て支援施策の充実に向けて体系的にまとめるため、第1期計画で示された基本目標ごとに課題を整理します。

① 幼児期の教育・保育事業の一体的な推進

【取り組み状況】

- 施設型給付については、1歳に達した翌日から入所の受入れや、障がいのある児童の受入れ・加配の対応、町外保育所への入所調整等を行ってきました。一方で、一時預かり事業を実施していないため、里帰り出産や、外国籍児童の一時受入れに対応できていない状況です。
- 地域型保育給付については、現時点で実施の予定はなく、保育所の統合後、0歳児保育を実施することにより対応する方向で検討しています。

【今後の課題】

ニーズ調査の結果では就労意向を持つ母親が増加しており、教育・保育給付をはじめとした多様なニーズがあることから、教育・保育施設の充実にあたっては、教育・保育の質的拡充と、延長保育等の更なる充実を図り、保護者の育児負担の軽減を図っていく必要があります。

② 地域子ども・子育て支援事業の推進

【取り組み状況】

- 延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業については未実施の状況です。
なお、子育て短期支援事業については、受入体制の整備を図ったものの、計画期間中の利用希望はありませんでした。
- 放課後子ども教室では、放課後等の子どもたちの居場所づくりに取り組み、児童の健全育成を図っています。また、月1回教師を含む実行委員会を開催し、活動の反省など情報共有を徹底しています。
- 乳児家庭全戸訪問事業では、出生届提出後、原則として新生児訪問を保健師、助産師が乳児の発育チェック、養育状況の確認、母体の健康管理についての指導を実施しています（里帰りをされている場合は里帰り先市町村に依頼）。1か月健診までに体重測定を行うことで発育状況を細かくチェックすることができるほか、早期に面談できることでその後の関係を構築しやすくなっています。

【今後の課題】

ニーズ調査の結果では一時預かり事業、病児・病後児保育事業等の利用希望が高まっていることから、事業実施体制の早急な整備を図っていく必要があります。また、広報活動等を通じ、事業について周知していくことも必要です。

このほか、乳幼児やその保護者の多様なニーズに対応するため、職員のスキルアップを図り、乳幼児の健やかな成長発達の支援に努めるとともに、産後うつ病などの早期発見のため、チェックシートの導入についても検討していく必要があります。

③ 仕事と生活の調和の促進

【取り組み状況】

- 仕事と生活の調和の促進施策については、これまでのところ広報等での周知にとどまっているため、より効果的な周知方法を検討する必要があります。

【今後の課題】

ニーズ調査や子育て世代の女性の年齢階層別労働力率から、共働き家庭が増加している傾向がみられます。

教育・保育サービスの充実や地域社会のネットワークづくり等とあわせ、仕事と子育てが両立できる環境づくりに取り組み、子育て家庭をもれなく支援していく必要があります。

④ その他の支援事業の推進

【取り組み状況】

- 施設整備による保育環境の改善を図るため、平成29年度から保育所統合促進委員会を設置し、施設整備、新規事業への取り組み等について検討を進めています。また、教育委員会が総合相談窓口となり、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行っています。
- 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行うための場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行っています。
- 児童虐待防止を推進するため、要保護児童対策地域協議会において、年1回の代表者会議、年2回の実務者会議のほか、個別ケース検討会議（以下「ケース会議」という。）を必要に応じて開催したほか、関係機関の連携による要保護児童対策を推進しています。
- 発達につまずきのある児童には、関係機関と連携し、必要な支援の提供に取り組んでいます。また、学習の定着の遅い児童生徒に対し、学級に入り授業の補助をしたり、放課後等に個別取り出し指導や家庭学習の点検などを行い、学習の定着や成績アップに努めています。
- 子育て家庭に対する経済的支援のため、各種手当、助成制度を実施しています。

【今後の課題】

本町では、子どもの人数が減少傾向である一方、核家族化が進んでおり、子育てのことで相談できる相手がない方が増加傾向にあると考えられます。子育てでの不安や孤立化は子どもの虐待へと結び付きやすいことから、子育て世代包括支援センター等において、不安や悩みの相談や子育て支援に関する情報提供など、育児不安の軽減を更に重視した支援に努めていく必要があります。

また、令和元年10月から、幼児教育の無償化が実施されていますが、ひとり親世帯をはじめ、多くの子育て世帯は経済的な負担や不安を抱えており、教育・保育に掛かる料金等を含めたサービス利用における負担軽減等が求められています。

その他、ニーズ調査において重点的に取り組むべき子育て支援施策でもあげられているように、「安全に通園・通学できる歩道等の整備促進」など、子どもを犯罪や事故から守る取り組みを通じて、良好で安全な地域環境の整備についても検討していく必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の活力ある社会の担い手の育成にもつながるものであり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。

また、「子育ち」と「子育て」を支援していくためには、子どもの健やかな成長ともに、子どもを育てる保護者や家庭が、安心して子どもを生み、育てることのできる環境にしていくことが、今後ますます重要となります。

そのため、行政は、子育ては「第一義的には父母その他の保護者が責任を持つ」という基本的認識を前提としつつ、子ども・子育て支援のための施策を質・量ともに充実させ、家庭を中心とした地域においては、保育所、学校、地域、企業その他、社会を構成するすべての人々が、子ども・子育て支援に対する関心や理解を深め、相互に密接に連携しながら、それぞれの役割を果たしていく必要があります。

このような考え方を踏まえ、本計画においては、以下の基本理念を掲げ、自助・共助・公助に基づく地域全体で、子どもや子育て家庭を支える社会の構築を目指します。

**すべての子どもの幸せの実現に向けて、
地域のすべての人ができることを行い、
子どもと子育て家庭を地域社会全体で支援していく
まちづくりを推進していきます**

2. 基本目標

基本理念に掲げるまちの実現に向け、次の基本目標を掲げ、総合的な施策の展開を図ります。

基本目標 1

安心して子どもを生み、育てられる支援体制の充実

一人ひとりの子どもが健やかに成長できるよう、医療体制の充実、子育ての不安や負担を軽減するための相談体制の充実等に取り組み、妊娠・出産期からの切れ目のない支援の提供に努めます。

また、子育て家庭の多様なニーズを踏まえ、必要な物的・人的資源や情報資源を確保しながら、様々な子ども・子育て支援サービスの量の拡充を図るとともに、保育所、小学校の連携強化、認定こども園等への移行検討や施設の改善など質的向上を図ります。

基本目標 2

すべての子どもが等しく健やかに成長できる環境の整備

子どもが幸せに育つ権利を脅かす児童虐待などの問題に対して、早期に発見して適切な対応がとれるように、様々な関係機関との連携を強化し、相談体制の充実を図ります。

また、障がいのある子どもとその家庭への支援、ひとり親家庭の自立支援など、子どもの健全な育成が保障される支援体制の充実に努めるとともに、幼児教育・保育の無償化とあわせて必要な助成を行うことにより、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。

基本目標 3

子どもたちの生きる力と豊かな心の育成

次代の担い手である地域の子どもたちが豊かな人間性を培い、かつ、たくましく生きる力を育み、さらに、家庭を築いて子どもを生み育てる喜びを感じていけるように、学校の教育環境等の整備や健全な子どもの育成環境づくりを進めます。

基本目標 4

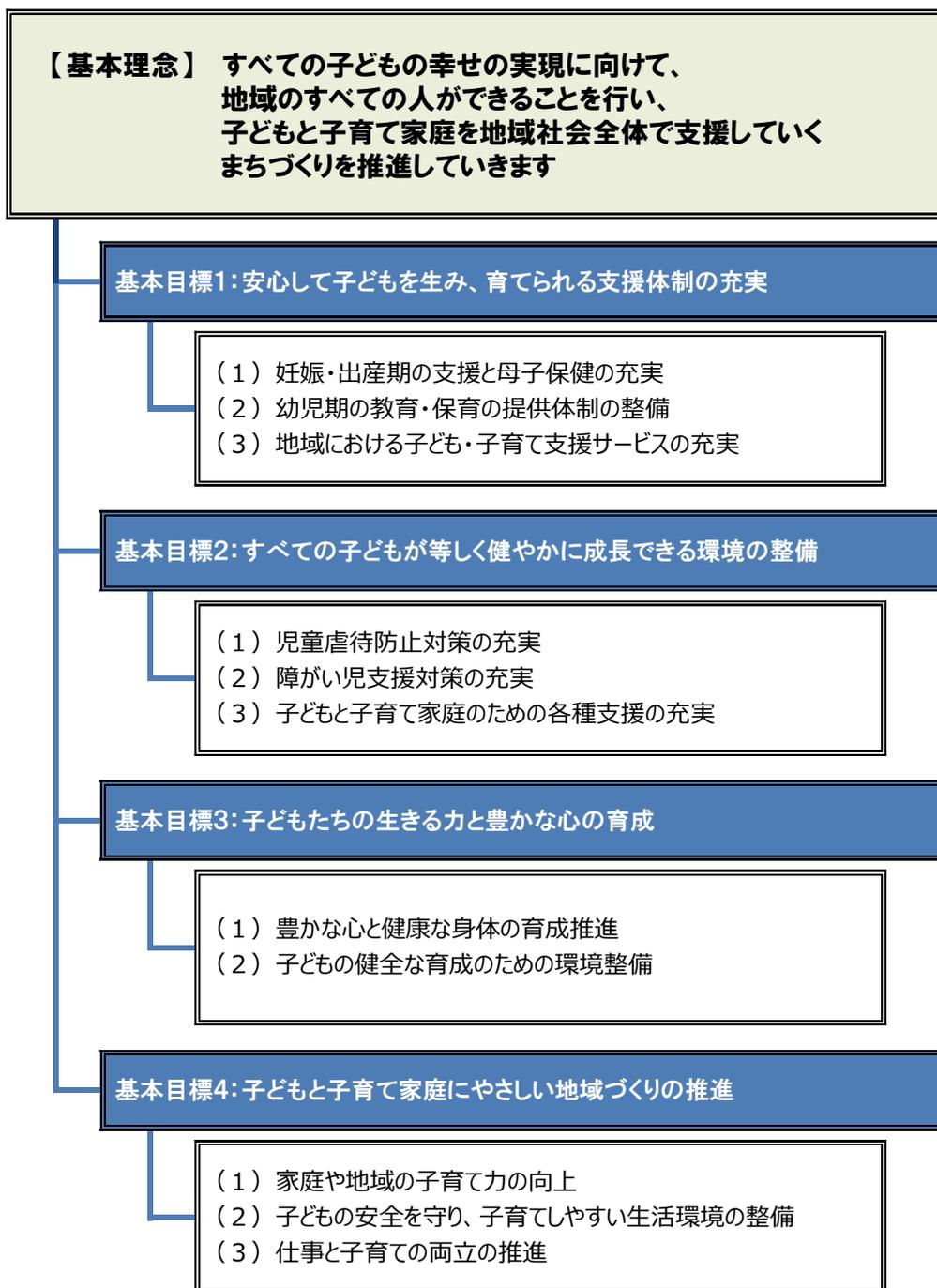
子どもと子育て家庭にやさしい地域づくりの推進

子どもを地域全体で育てる観点から、学校、家庭及び地域の連携のもと、家庭や地域における子育て力の総合的な向上に努めます。

また、子どもが快適な環境の中で生まれ育ち、のびのびと安全に活動できるよう、地域の生活環境の整備を進めるとともに、事故や犯罪から子どもたちを守る地域づくりを推進します。

さらに、親の働き方の見直しなど、働きながら子育てする家庭を支援する環境づくりに取り組み、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現を図ります。

3. 施策の体系



第4章 施策の展開

1. 安心して子どもを生み、育てられる支援体制の充実

(1) 妊娠・出産期の支援と母子保健の充実

乳幼児期に確立された生活リズムは、その後の成長に大きな影響を与えるとともに、生涯を通して健康的な生活を送るための出発点といえます。

家庭生活が中心となる乳幼児期は、親の生活習慣が子どもに大きな影響を与えるため、親自身の健康づくりや栄養等の基礎知識の習得などが重要になります。

このため、妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、子どもの成長段階に応じた健診や疾病の早期発見、食育の推進を通じ、健やかな成長と心身の健康づくりを支援します。

また、妊娠・出産期の女性は不安や悩みが生じやすい時期であるため、妊娠から出産、子育てまで、すべてのライフステージにおける相談体制を整備し、必要な支援へとつなげていきます。

主な取り組み

■ 不妊治療費の助成

- 不妊に悩む夫婦に対し、高知県には特定不妊治療費助成制度があります。大月町では、一般不妊治療費及び県の助成を受けている方への特定不妊治療費の補助を実施しています。また、男性不妊治療についても実施を検討しています。

指標	基準値（平成30年度）	目標値（令和6年度）
利用啓発の広報の実施	年1回	年2回

（担当課：保健介護課）

■ 妊産婦・乳児一般健康診査（医療機関）の推進

- 安心して妊娠・出産できるよう、母子健康手帳交付時に妊産婦健康診査受診券と乳児健康診査受診券を交付するとともに、妊産婦健康診査、乳幼児健康診査、幼児歯科健康診査の受診勧奨に努め、母子の健康増進を図ります。
- 健診後に支援が必要となった子どもやハイリスク妊婦等への支援を強化します。

指標	基準値（平成30年度）	目標値（令和6年度）
健康診査後フォロー率	100%	100%

（担当課：保健介護課）

■ 妊産婦・新生児訪問指導の充実

○妊産婦・新生児のいる家庭に対する訪問指導を実施するとともに、健診後の効果的な事後指導に努めます。また、産後うつ病の早期発見に努め、早期に医療機関につなげるよう努めます。

指標	基準値（平成30年度）	目標値（令和6年度）
妊産婦訪問の実施率	100%	100%
新生児訪問の実施率	100%	100%

（担当課：保健介護課）

■ 乳幼児健康診査の推進

○乳幼児期の発達の節目に健康診査を実施し、栄養・歯科指導を含めた育児等の保健指導を行います。また、未受診者に対する受診勧奨も積極的に行います。

指標	基準値（平成30年度）	目標値（令和6年度）
乳幼児健康診査受診率	88.1%	100%

（担当課：保健介護課）

■ 予防接種事業の充実

○感染症の発症予防のため、契約医療機関と協力し、予防接種の安全な実施に努めます。また、必要な予防接種が適切な時期に行えるよう啓発活動を実施します。

指標	基準値（平成30年度）	目標値（令和6年度）
予防接種の通知率	100%	100%

（担当課：保健介護課）

■ 母子保健に関する各種相談の充実

○妊娠から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援体制を構築するため、子育て世代包括支援センターをワンストップ拠点とし、母子保健コーディネーターを配置して妊娠、出産、育児に関する包括的な支援を行います。

○妊娠届け出時に「子育て世代包括支援センター」の周知を図るとともに、引き続き、支援プランの策定や保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行い、妊娠期からの切れ目のない、一体的な支援の提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康保持や増進、育児不安の軽減等に努めます。

指標	基準値（平成30年度）	目標値（令和6年度）
母子保健事業の啓発	年1回	年2回

（担当課：保健介護課）

■ 食育の推進

○食事は健康な身体と豊かな心を育む基本であることを念頭に、子どもの発達段階に応じた食育教室や、保育所、小・中学校における自校方式の給食の提供、食生活改善活動を進める地域団体との連携による調理実習等を通じて、食育に関する知識の普及を図ります。

指標	基準値（平成30年度）	目標値（令和6年度）
地元食材の活用	小学校・中学校にて、地元食材を活用した調理実習の実施	小学校・中学校にて、地元食材を活用した調理実習の実施の継続

（担当課：教育委員会）

(2) 幼児期の教育・保育の提供体制の整備

乳幼児期は、遊びや生活を通して、生きる力の基礎となる心情・意欲・態度、基本的な生活習慣など、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期です。

乳幼児が通う保育所等については、施設整備や各種事業の見直しを定期的に行い、量の確保のみならず、質の高い教育・保育の提供に努めます。

主な取り組み

■ 通常保育の充実

- 保護者が就労や疾病などにより、家庭において児童を保育することができない場合、保育所において家庭の保護者に代わって保育を行います。
- 1～2歳児の保育や、産前産後休業や育児休業明けの保護者のニーズに対応するため、1歳未満児の保育についても令和2年度以降は生後10か月から受入れを行うとともに、生後6か月からの受入体制の整備について検討していきます。
- 障がいのある児童の受入れを行うほか、町外保育所への入所申込者に対して入所の調整を行います。また、在住外国人の親とその子ども等が言葉や文化習慣の違いに困ることなく、安心して子育てや生活ができるよう配慮していきます。
- 令和元年10月から国の無償化に加え、3歳未満児課税世帯についても完全無償化としています。今後も教育・保育施設の計画的な整備を推進するとともに、当面は現状のサービス水準を維持しつつ、質・量を低下させないように認可保育所として保育事業を実施していきます。

指標	基準値（平成30年度）	目標値（令和6年度）
待機児童	0%	0%
入所児童の受入年齢	1歳	6か月
保育無償化	多子世帯の該当者のみ	町内在住無償化

（担当課：教育委員会）

■ 延長保育の実施

- 令和2年度のおおつき保育所開所時より、保育所で延長保育を実施します（午前7時30分～午後7時）。認定時間を超える場合は延長料金が掛かります。

指標	基準値（平成30年度）	目標値（令和6年度）
保育の延長時間	午後6時30分まで	午後7時まで

（担当課：教育委員会）

■ 土曜1日保育の実施

- 令和2年度のおおつき保育所開所時より、令和元年度まで実施してきた土曜半日保育を、午後5時までの土曜1日保育として実施します。利用には就労等の要件があります。

指標	基準値（平成30年度）	目標値（令和6年度）
土曜日の保育時間	午後0時30分まで	午後5時まで

（担当課：教育委員会）

■ 幼保一体化の検討推進

- 認定こども園は、幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、保護者の就労状況やその変化によらず、柔軟に子どもを受け入れることができる施設です。本町では、幼稚園については現在休園しており、認定こども園については、現在のところ本町にはありません。
- 保護者からの要望等を見極め、必要であれば認定こども園等の設置について検討していきます。

(3) 地域における子ども・子育て支援サービスの充実

核家族化の進行や共働き世帯の増加など、子育てをめぐる環境は大きく変化しており、子育てに関する多様なニーズへの適切な対応が求められています。

このため、一時預かりや病後児保育事業等、地域における子育て支援サービスの更なる拡充に取り組みます。

また、これらのサービスを必要とする方が的確に利用できるように、広報紙や子育てガイドブック等を活用して、子育て支援サービスの情報提供に努めます。

主な取り組み

■ 一時預かり事業の実施

- 保育所に入所していない児童について、家庭での保育が一時的に困難となった場合に、保育所で有料にて保育を行います（午前8時～午後5時）。

指標	基準値（平成30年度）	目標値（令和6年度）
一時預かり保育受入年齢	事業未実施	6か月

（担当課：教育委員会）

■ 病後児保育の実施

- 病気が「回復期」にあっても、集団保育が困難な時期に、保育所に付設された専用スペースで一時的に保育を行えるよう、人員の確保を図り、計画期間内での事業実施に努めます。

指標	基準値（平成30年度）	目標値（令和6年度）
病後児保育の実施	事業未実施	実施

（担当課：教育委員会）

■ 母子保健事業の充実

- 子育て世代が育児やその他の悩みなどを相談でき、子どもと一緒に楽しい時間を過ごしながら、乳幼児期の発育、発達状態の把握と離乳食についてや、年齢に応じた育児情報を提供できる体制を整備します。

指標	基準値（平成30年度）	目標値（令和6年度）
赤ちゃん相談実施回数	12回	12回

（担当課：保健介護課）

■ 子育て世代包括支援センターの強化

○妊婦から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援体制を構築するため、子育て世代包括支援センターをワンストップ拠点とし、母子保健コーディネーターを配置し、妊娠、出産、育児に関する包括的な支援を行います。地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。

指標	基準値（平成30年度）	目標値（令和6年度）
広報での情報提供	年1回	年2回

（担当課：保健介護課）

■ 子育て講演会の実施

○少子高齢化や核家族化が進む中、子育て世代を地域で見守り、地域全体で子育てができる環境づくりが必要になってきます。子育て世代の保護者はもちろん、子どもたちにかかわる多くの方が、子どもの健全な育成に必要なポイントを共に学ぶことができる場を提供します。

指標	平成30年度実績（基準値）	令和6年度目標指標
子育て講演会の実施	未実施	年1回

2. すべての子どもが等しく健やかに成長できる環境の整備

(1) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待による深刻な被害や死亡事例が生じることはあってはならないとの認識のもと、福祉関係者のみならず、医療、保健、教育等の関係機関を含めた地域全体で子どもを守る支援体制を構築し、情報の共有に努めます。

主な取り組み

■ 要保護児童対策地域協議会※の充実

- 要保護児童対策地域協議会の構成機関が、代表者会議、実務者会議、ケース会議等で要保護児童に関する情報交換をして支援の方向を決め、連携して児童やその家庭を支援します。また虐待がみられる場合は、児童相談所に通報し、保護します。

指標	基準値（平成30年度）	目標値（令和6年度）
実務者会議開催回数	2回	2回

（担当課：町民福祉課）

※ 要保護児童対策地域協議会について

[構成機関]

幡多児童相談所、幡多福祉保健所、宿毛警察署、児童家庭支援センターわかくさ、町内小・中学校・保育所、宿毛高校、大月町民生・児童委員協議会、人権擁護委員、大月町社会福祉協議会、教育委員会、保健介護課、町民福祉課

要保護児童対策地域協議会は、代表者会議 実務者会議 ケース会議に分かれています。

- 代表者会議は、各構成機関の代表者による会議で実務者会議、ケース会議が潤滑に運営されるために代表者（責任者）レベルでの連携を深めることを目的としています。
- 実務者会議は、すべてのケースについて把握し、援助方針等の見直しを図ります（研修・啓発活動）。
- ケース会議は、相談に応じて具体的な情報交換や援助を協議します。ケース会議では必要に応じて、構成機関以外の機関も招集することができます。

■ 関係機関の連携による要保護児童対策の推進

- 要保護児童対策地域協議会を効果的に運営するため、調整機関を設置し、関係機関と緊密に連携し、虐待の予防と早期発見への取り組みの強化を図ります。

指標	基準値（平成30年度）	目標値（令和6年度）
関係機関との情報交換会	月1回	月1回

（担当課：町民福祉課）

■ 個別ケース検討会議の実施と守秘義務遵守の徹底

- ケース会議は、構成機関からの情報、地域からの通報などで随時開催し、要保護児童について具体的な情報を交換し、支援対策を関係機関で検討します。
- 要保護児童対策地域協議会での検討内容は、大月町要保護児童対策地域協議会要綱第9条・第10条により守秘義務が定められていて、違反した者には罰則が科せられることを徹底します。

指標	基準値（平成30年度）	目標値（令和6年度）
ケース会議の開催	随時開催	随時開催

（担当課：町民福祉課）

■ 子ども家庭総合支援拠点の設置

- すべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、子ども家庭支援員、虐待対応専門員を常時配置した子ども家庭総合支援拠点を設置し、子どもの自立を保障する観点から、妊娠期から子どもが社会的自立に至るまでの包括的・継続的な支援の実施に努めます。

指標	基準値（平成30年度）	目標値（令和6年度）
子ども家庭総合支援拠点の設置	未設置	設置

（担当課：町民福祉課）

■ 養育支援訪問事業の推進

- 子育てに対して不安や孤独感を抱える家庭、また、虐待のおそれのある家庭など、養育支援の必要性があると思われる家庭に対して保健師等が訪問し、支援を行います。

指標	基準値（平成30年度）	目標値（令和6年度）
要支援家庭に対する支援実施率	100%	100%

(2) 障がい児支援対策の充実

障がい児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、適切な医療の提供、教育支援体制の整備等の総合的な取り組みを推進します。

主な取り組み

■ 障がいがある子どもの早期発見・早期支援の推進

- 子どもの健やかな成長を促すとともに、障がいの早期発見と支援を充実させ、すべての子どもたちが、必要なサービスを受けられるよう体制を整えます。
- 乳幼児健診の場では、子育てや発達についての相談を広く受け付け、支援の必要な乳幼児に速やかに対応できるよう対処していきます。
- 発達につまずきのある児には、児童相談所、福祉保健所、療育福祉センターなどと連携し、必要な支援を提供します。

指標	基準値（平成30年度）	目標値（令和6年度）
乳幼児健診の実施	月1回	月1回
ケースカンファレンスの実施	月1回	月1回

（担当課：保健介護課、教育委員会）

■ 障がい児保育の充実

- 児童の健全な発達を支援するため、障がいを持っているものの、集団で保育することが可能な児童について保育します。

指標	基準値（平成30年度）	目標値（令和6年度）
障がいのある児童への加配	1人につき保育士1人	1人につき保育士1人

（担当課：教育委員会）

■ 障がいのある子どもへの就学支援の充実

- 保育所、学校との連携を深め、就学後も支援が途切れることなくスムーズに学校生活を送れるよう支援します。
- 発達障がい等支援を要する児童生徒が在籍する学校に、教員の補助及び該当児童生徒を支援する職員を配置し、児童生徒の個性にあわせた教育を実施します。

指標	基準値（平成30年度）	目標値（令和6年度）
巡回相談・教育相談の実施	実施	実施

（担当課：教育委員会）

■ 障がい児等相談支援に関する事業の推進

- 発達相談、身体機能相談、聴覚視覚相談のほか、広く子育て相談といった、多岐にわたる相談対応をします。
- 障がいの認定後、必要な児には自立支援サービスを提供します。これは、通所サービスや短期入所サービスなどがあります。

指標	基準値（平成30年度）	目標値（令和6年度）
サービス等利用計画の作成率	100%	100%

（担当課：町民福祉課）

■ 特殊教育設備整備事業の充実

- 障がい児用教材備品等の整備を行います。

指標	基準値（平成30年度）	目標値（令和6年度）
障がい児用教材備品の整備	100%	100%

（担当課：教育委員会）

■ 障がいに対する理解の啓発

- 当事者だけでなく広く住民に障がいの理解が広がるような啓発活動に力を入れていきます。

指標	基準値（平成30年度）	目標値（令和6年度）
広報への情報掲載	未実施	年1回

（担当課：町民福祉課）

■ 医療的ケア児の支援に向けた連携体制の構築

- 医療的ケア児とその家族を地域で支えられるようにするため、保健、医療、福祉、教育等の医療的ケア児支援にかかわる行政機関や事業所等の担当者が一堂に会し、地域の課題や対応策について継続的に意見交換や情報共有を図る協議の場を設け、連携体制の構築に努めます。

(3) 子どもと子育て家庭のための各種支援の充実

18歳までの子ども（18歳に達する日以後の最初の3月末日までの者）の医療費助成や幼児教育・保育の無償化実施に伴う子育てのための施設等利用給付を円滑に実施し、子育てに係る経済的負担の軽減を図ります。

また、ひとり親家庭、生活困窮世帯など経済的に困難を抱える子育て家庭への支援の充実を図り、すべての子どもが健康や勉学等における機会均等を楽しむことができるように努めます。

主な取り組み

■ 児童手当

○15歳まで（中学校終了まで）の間、月額で3歳未満は、15,000円、3歳以上は、10,000円を年間3回支給します。

（担当課：町民福祉課）

■ 児童福祉医療費助成制度

○1歳未満の乳児、満1歳から小学校就学前までの幼児を養育する保護者に対し、乳幼児医療費助成を行うとともに、町単独の制度として、小・中・高校生等の児童及び乳幼児医療費助成制度の対象とならない幼児に係る医療費の自己負担分を助成し、18歳までの子どもの医療費を無料とします。

指標	基準値（平成30年度）	目標値（令和6年度）
対象年齢の拡充	15歳	18歳

（担当課：町民福祉課）

■ 児童扶養手当

○ひとり親世帯の保護者に手当を支給します（平成22年8月から対象を父子家庭にも拡大して実施しています。）。

（担当課：町民福祉課）

■ 特別児童扶養手当

○中度以上の障がいのある在宅児童の保護者に手当を支給します。

（担当課：町民福祉課）

■ 要保護及び準要保護児童生徒就学援助費

○生活保護及び生活保護に準じて生活に困窮している児童生徒の保護者に、学用品費・学校給食費等を限度額内で給付します。

指標	基準値（平成 30 年度）	目標値（令和 6 年度）
事業の周知	全児童生徒へ文書配布	広報等への掲載

（担当課：教育委員会）

■ 学校給食費軽減

○町内小・中学校に在学する児童が 3 名以上いる保護者の方で、要保護及び準要保護児童生徒就学援助費の助成を受けていない者の 3 人目から半額に軽減します。

指標	基準値（平成 30 年度）	目標値（令和 6 年度）
学校給食費軽減	3 人目から半額	軽減範囲の拡充

（担当課：教育委員会）

■ 出生祝金

○大月町に住所を有し、かつ、居住し、引き続き町内に居住する意志のある保護者に対して第 1 子から出生祝金（5 万円）を支給しています。今後も経済的支援のため助成金について検討していきます。

（担当課：町民福祉課）

■ ひとり親家庭等の自立支援の推進

○ひとり親家庭が自立した生活を営めるように、相談事業や経済的支援、就業支援に取り組んでいきます。また、ひとり親家庭への自立支援に関する事業等を幅広く知ってもらえるよう、情報提供を行います。

指標	基準値（平成 30 年度）	目標値（令和 6 年度）
広報での情報提供	未実施	年 1 回

（担当課：町民福祉課）

3. 子どもたちの生きる力と豊かな心の育成

(1) 豊かな心と健康な身体の育成推進

子どもを取り巻く環境が変化し、物質的にも恵まれる一方で、望ましい人間関係をつくりあげていくために必要な体験等が不足しているといわれています。

次代の担い手である子どもたちが、心豊かな人間性を備え、個性豊かに生きる力を伸長することができるよう、保護者や地域と連携した教育環境の整備に努めます。

主な取り組み

■ 地域学校協働本部の充実

○地域と学校が連携し、学校支援、部活動支援、見守り活動等、地域ぐるみでサポートすることにより、学力向上、生徒指導上の諸問題の解決、教員の部活動の軽減負担等学校が抱える様々な問題の解決・解消に取り組みます。

指標	基準値（平成30年度）	目標値（令和6年度）
サポーター登録数	53人	60人

（担当課：教育委員会）

■ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置

○町内小・中学校へスクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）を配置し、子どもたちや保護者に対するカウンセリング及び助言等を行います。問題の未然防止や、早期発見・早期対応ができるよう継続していきます。

指標	基準値（平成30年度）	目標値（令和6年度）
SC、SSWの配置	小、中学校1名で対応	小、中学校各1名配置

（担当課：教育委員会）

(2) 子どもの健全な育成のための環境整備

幼児期・学童期から、様々な遊びや文化、スポーツ活動、地域活動などに日頃から親しみ、豊かな経験を重ねることは、人を思いやる心や信頼感、地域への愛着等、子どもの成長に大きな影響を与えるものです。しかし、近年、家族や地域の在り方の変化など、地域の連帯感が薄れつつある中で、子どもたちが集まり・考え・遊ぶ機会が減少しています。

このため、地域において児童が自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことのできる放課後や週末等の居場所づくりを推進します。

また、関係機関・団体、ボランティア等の地域住民と連携・協力して子どもを取り巻く有害環境対策を推進します。

主な取り組み

■ 放課後子ども教室の充実

- 町内小学校等の余裕教室を活用して、住民ボランティアの協力を得ながら、放課後等の児童の安全・安心な居場所づくりを推進します。

指標	基準値（平成30年度）	目標値（令和6年度）
放課後子ども教室講師登録数	23人	30人

（担当課：教育委員会）

■ 有害情報から子どもを守る環境の整備

- 子どもたちが有害情報等に巻き込まれないよう、地域、学校、家庭における情報モラル教育を推進します。
- 地域の有害環境への対応や、インターネット等メディアによる有害情報対策を推進するため、関係機関の連携を図るとともに、フィルタリング（有害サイトアクセス制限）の利用促進のための情報の周知を図ります。

指標	基準値（平成30年度）	目標値（令和6年度）
モラル教室の開催	年2回	年2回
育成だより発行	年5回	年6回

（担当課：教育委員会）

4. 子どもと子育て家庭にやさしい地域づくりの推進

(1) 家庭や地域の子育て力の向上

全国的に核家族化や地域社会のつながりの希薄化が進行し、「家庭や地域の教育力」が低下しているといわれています。

地域住民の多くが子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、地域で活動する子育てや子育てにかかわるボランティアへの参加促進や、子ども会活動への必要な支援を行い、地域における子育て支援の担い手となる人材の確保、活用を図ります。

主な取り組み

■ ファミリー・サポート・センター事業の推進

- 在宅子育て家庭への支援も視野に入れ、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）など、多様な子育て支援サービスの拡充について検討していきます。

指標	基準値（平成30年度）	目標値（令和6年度）
会員数	—	50人

■ 子育てにかかわる人材の育成

- 少子高齢化の地域では、子育て家庭と地域とのかかわりが薄れる傾向にあります。また、子どもたちを地域で育てるためには、子育てにかかわる人材の育成が必要です。このため、子育て講演会を開催するなどして、ボランティア意識を学べる場を提供し、人材育成に努めます。

指標	平成30年度実績（基準値）	令和6年度目標指標
子育て講演会の実施 （ボランティア養成）	未実施	年1回

(2) 子どもの安全を守り、子育てしやすい生活環境の整備

身近な地域にいつでも気軽に出かけていき、安心して親子が過ごせるよう、安全な道路交通環境の整備を進めるとともに、子どもが交通事故や犯罪等の被害に遭わないよう、関係機関・関係団体と密接に連携して、交通事故防止対策や防犯に関する対策を推進します。

主な取り組み

■ 児童生徒見守り事業の推進

○子どもたちが事故や犯罪に遭わないように、少年育成センター補導専門職員、スクールガードリーダー等による、登下校の見守り活動を行い、安全安心の確保を図ります。

指標	基準値（平成30年度）	目標値（令和6年度）
補導専門職員町内巡回	年140回	年140回
補導専門職員見守り活動日数	年130回	年130回
スクールガードリーダー見守り活動日数	年100日	年120日

（担当課：教育委員会）

(3) 仕事と子育ての両立の推進

夫婦共働きのスタイルが増え、また、男女共同参画の視点からも男女が協力して子育てを行う重要性が指摘されています。働き方改革による就労時間の削減等が推進されていますが、働きやすい環境づくりや働き方の見直し等の雇用環境は整備途上であり、仕事と子育てが両立できる制度や環境の改善が求められています。

このため、男女の固定的な役割分担意識の解消や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）がとれる社会の実現に向けた働きかけに取り組むなど、仕事と子育てを両立できる環境づくりを推進します。

主な取り組み

■ 女性の働き方の見直し

- 就労形態が多様化するなど、個人のライフスタイルや価値観も多様化している中、働く女性の仕事と家庭生活との両立を推進するために、職場環境の改善に向けた事業主の意識啓発に取り組みます。

（担当課：町民福祉課）

■ 両立支援のための職場環境づくり

- 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）がとれる社会を実現していくためには、多様な働き方ができる環境を構築していくことが重要であり、職場で働く一人ひとりの意識改革を進め、安心して子育てができるように職場環境を改善していく必要があります。このため、広報等を通じ事業者の意識啓発に努めるとともに、相談窓口を設置し、関係機関につなぐことを行っていきます。

指標	基準値（平成30年度）	目標値（令和6年度）
相談窓口	未設置	設置

（担当課：町民福祉課）

■ 各種支援施策の周知

- 国、高知県及び関連機関が実施している、仕事と子育ての両立支援事業や助成金・奨励金制度の情報を提供し、子育てしやすい職場づくりを支援します。

指標	基準値（平成30年度）	目標値（令和6年度）
広報での情報提供	未実施	年1回

（担当課：町民福祉課）

第5章 主要事業の実施目標

1. 子ども・子育て支援新制度における事業の体系

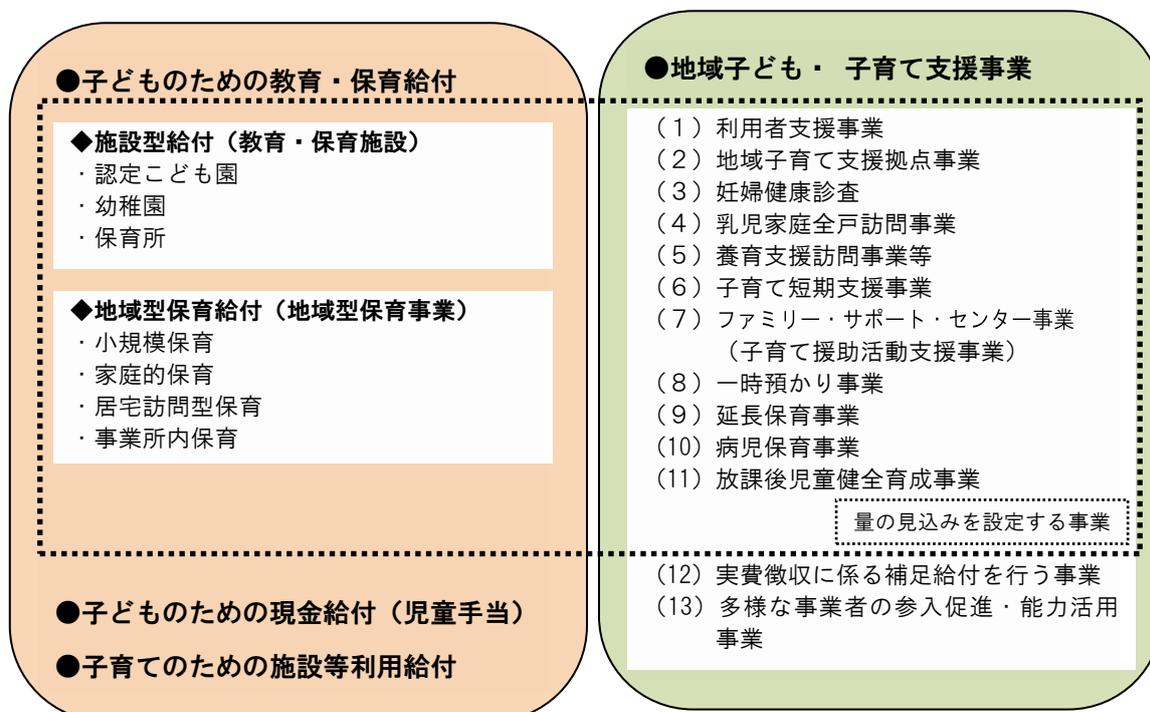
「子ども・子育て関連3法」の制定により、わが国の子ども・子育て支援は、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」へ移行しました。

「子ども・子育て支援新制度」は、「子どもの最善の利益」を第一に、子どもを生き育てやすい社会の実現を目指して創設されたもので、新制度において町は、子ども・子育て支援の実施主体の役割を担い、地域のニーズに基づいて事業計画を策定し、質の高い幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図ることが求められています。

本計画で目標量を定める事業は、大きく「子どものための教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に分けられ、幼児期の教育と、保育の必要性のある子どもへの保育については、幼稚園・保育所・認定こども園・小規模保育等の施設等を利用した場合に給付対象となります。給付は「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業で、子ども・子育て支援法で13事業が定められており、その13事業は交付金の対象となります。

■ 子ども・子育て支援の「給付」と事業の全体像



2. 教育・保育提供区域の設定

(1) 教育・保育提供区域について

子ども・子育て支援法第61条第2項の規定により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して教育・保育提供区域を設定し、設定した区域ごとに「量の見込み」と「確保方策」を示すこととされています。

※量の見込み…現在の利用状況及びニーズ調査等の利用希望等を踏まえて算出した、計画期間中の各年度における、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の需要見込みをいいます。

※確保方策…量の見込みに対応する施設の整備及び事業の拡充等を目指した、各年度における提供体制の確保の内容（各年度における施設・事業の目標整備量）をいいます。

(2) 本町における教育・保育提供区域

本町では、現在の教育・保育実施状況や施設の配置・整備状況などを勘案して、効率的な資源の活用を可能とし、町内のニーズを柔軟に吸収できるよう、教育・保育提供区域を、1圏域（全町）と設定し、ニーズに応じた教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の整備を推進していきます。

3. 量の見込み及び確保方策の設定方法

(1) 量の見込みの算出方法

子ども・子育て支援事業計画は、地域の人口構造や産業構造等の地域特性、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に相当する事業の利用状況、利用希望等を踏まえて作成していく必要があります。

量の見込みの算出にあたっては、児童数の将来推計とニーズ調査の結果を用い、国から示されている「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」に準じて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を推計し、具体的な目標設定を行っています。

しかし、国が示す方法は、ニーズ調査結果から全国一律に推計値を算出するものであり、町の実情と乖離することもあるため、それらのサービスについては、必要に応じて教育・保育施設の配置状況、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用実績等を勘案して決めました。

■ 児童人口推計

(単位：人)

年齢	実績	推計				
	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	11	12	12	12	11	9
1～2歳	26	23	24	25	25	24
1歳	11	11	12	12	12	11
2歳	15	12	12	13	13	13
3～5歳	51	45	38	31	28	28
3歳	16	13	10	9	10	10
4歳	17	16	13	10	9	10
5歳	18	16	15	12	9	8
6～11歳	168	159	144	133	126	108
6歳	27	19	17	16	13	10
7歳	29	28	20	18	17	14
8歳	21	29	28	20	18	17
9歳	28	21	29	28	20	18
10歳	33	28	21	29	28	20
11歳	30	34	29	22	30	29
計	256	239	218	201	190	169

資料：平成31年：住民基本台帳（4月1日）

令和2年～令和6年：住民基本台帳（各年4月1日）を基にコーホート変化率法を用いて推計

(2) 確保方策の設定

今後の施設整備状況等を考慮の上、設定した量の見込みに対応するよう、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「確保方策（確保の内容及び実施時期）」を設定し、必要な提供体制の整備に努めます。

4. 教育・保育の量の見込みと提供体制

(1) 教育・保育に関する施設・事業について

小学校就学前の子どもが日常的に通う施設であり、「教育・保育施設」と「地域型保育事業」に区分されます。

■ 教育・保育施設

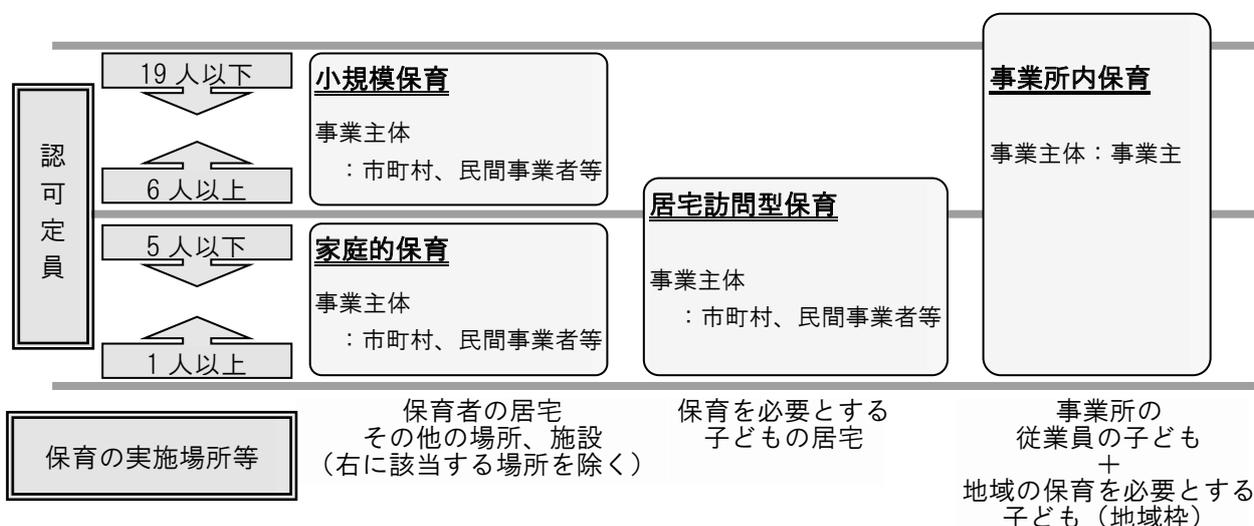
種別	概要	対象年齢
認定こども園	保護者の就労にかかわらず利用でき、幼児期の教育と保育を一体的に行う施設	0～5歳
幼稚園	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設	3～5歳
保育所	就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設	0～5歳

(注) 教育・保育施設のうち、町が施設型給付の対象として確認したものを「特定教育・保育施設」といいます。

■ 地域型保育事業

種別	概要	対象年齢	利用定員
家庭的保育事業	家庭的な雰囲気のもとで、少人数で保育を行う事業	0～2歳	5人以下
小規模保育事業	少人数を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、保育を行う事業		6～19人
居宅訪問型保育事業	障がい害・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設がなくなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で、1対1で保育する事業		—
事業所内保育事業	会社や事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育する事業		—

(注) 地域型保育事業のうち、町が地域型保育給付の対象として確認したものを「特定地域型保育事業」といいます。



(2) 保育の必要性・必要量の認定（教育・保育給付認定）について

認定こども園・幼稚園・保育所や地域型保育事業の利用にあたっては、「教育・保育給付認定」を受ける必要があり、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、教育・保育給付認定を行います。

教育・保育給付認定は、子どもの年齢や、保育を必要とする事由、保育を必要とする時間（保護者の就労時間）、その他に優先すべき事情等に応じて、1号認定から3号認定まで3つの区分があり、2号認定及び3号認定は、保護者の就労時間等により、保育施設等の利用時間について「保育標準時間（最長11時間までの利用）」と「保育短時間（最長8時間までの利用）」の2種類に区分されます。認定区分によって利用できる施設や時間が変わります。

■ 認定区分

認定区分	年齢	保育の必要性	提供施設	利用時間
1号認定 (1号認定子ども)	3～5歳	なし	・教育・保育施設 (認定こども園及び幼稚園)	①教育標準時間
2号認定 (2号認定子ども)	3～5歳	あり	・教育・保育施設 (認定こども園及び保育所)	②保育標準時間 ③保育短時間
3号認定 (3号認定子ども)	0～2歳	あり	・教育・保育施設 (認定こども園及び保育所) ・地域型保育事業	②保育標準時間 ③保育短時間

(3) 教育・保育の量の見込みと確保方策

本町では、令和2年度時点、教育・保育施設（保育所）において計105名の提供体制があり、国が示した方法に従って算出した各年度の量の見込みに対応することが可能です。

なお、1号認定子ども及び2号認定で幼児期の教育ニーズがある子どもについては、該当者がいない見込みです。

■ 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

		1号		2号		3号		提供体制		
		3～5歳				1・2歳	0歳			
		教育	教育	保育	保育	保育				
令和2年度	量の見込み		0人	0人	45人	23人	6人	実施の有無	箇所数	
			教育：計0人		保育：計74人					
	確保の内容	確保量のまとめ		教育：計0人		保育：計105人				
		特定教育・保育施設	保育所	0人	0人	60人	33人	12人	○	1箇所
			認定こども園						×	
			幼稚園						×	
		地域型保育事業	小規模保育						×	
			家庭的保育						×	
			居宅訪問型保育						×	
	事業所内保育						×			
	確認を受けない幼稚園						×			
	その他（認可外保育施設等）						×			
令和3年度	量の見込み		0人	0人	38人	24人	6人	実施の有無	箇所数	
			教育：計0人		保育：計68人					
	確保の内容	確保量のまとめ		教育：計0人		保育：計105人				
		特定教育・保育施設	保育所	0人	0人	60人	33人	12人	○	1箇所
			認定こども園						×	
			幼稚園						×	
		地域型保育事業	小規模保育						×	
			家庭的保育						×	
			居宅訪問型保育						×	
	事業所内保育						×			
	確認を受けない幼稚園						×			
	その他（認可外保育施設等）						×			
令和4年度	量の見込み		0人	0人	31人	25人	6人	実施の有無	箇所数	
			教育：計0人		保育：計62人					
	確保の内容	確保量のまとめ		教育：計0人		保育：計105人				
		特定教育・保育施設	保育所	0人	0人	60人	33人	12人	○	1箇所
			認定こども園						×	
			幼稚園						×	
		地域型保育事業	小規模保育						×	
			家庭的保育						×	
			居宅訪問型保育						×	
	事業所内保育						×			
	確認を受けない幼稚園						×			
	その他（認可外保育施設等）						×			

		1号		2号		3号		提供体制				
		3~5歳				1・2歳	0歳					
		教育	教育	保育	保育	保育						
令和5年度	量の見込み		0人	0人	28人	25人	4人	実施の有無	箇所数			
			教育：計0人		保育：計57人							
	確保の内容	確保量のまとめ		教育：計0人		保育：計105人			実施の有無	箇所数		
		特定教育・保育施設	保育所	0人	0人	60人	33人	12人			○	1箇所
			認定こども園								×	
			幼稚園								×	
		地域型保育事業	小規模保育								×	
			家庭的保育								×	
			居宅訪問型保育								×	
			事業所内保育								×	
	確認を受けない幼稚園						×					
	その他（認可外保育施設等）						×					
令和6年度	量の見込み		0人	0人	28人	24人	3人	実施の有無	箇所数			
			教育：計0人		保育：計55人							
	確保の内容	確保量のまとめ		教育：計0人		保育：計105人			実施の有無	箇所数		
		特定教育・保育施設	保育所	0人	0人	60人	33人	12人			○	1箇所
			認定こども園								×	
			幼稚園								×	
		地域型保育事業	小規模保育								×	
			家庭的保育								×	
			居宅訪問型保育								×	
			事業所内保育								×	
	確認を受けない幼稚園						×					
	その他（認可外保育施設等）						×					

■ 3号認定子どもの保育利用率

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
推計児童数	0歳	12人	12人	12人	11人	9人
	1・2歳	23人	24人	25人	25人	24人
量の見込み	0歳	6人	6人	6人	4人	3人
	1・2歳	23人	24人	25人	25人	24人
保育利用率	0歳	50.0%	50.0%	50.0%	36.4%	33.3%
	1・2歳	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

5. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

(1) 利用者支援事業

■ 事業概要

子どもや保護者の身近な場所等で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業の利用などについて、情報の集約と提供を行い、保護者等からのそれらの利用にあたっての相談に応じる事業です。また、関係機関との連絡や調整等を行います。

■ 量の見込みと確保方策

現在、子育て世代包括支援センターで相談・助言を行っていますが、今後は潜在的な保育ニーズへの対応も求められることから、地域の保育資源（保育所、地域子ども・子育て支援事業など）の情報を整理し、妊娠から出産、子育てにおけるそれぞれの段階に対応した相談や支援を行い、個々のニーズや状況に適した施設・事業の情報を提供していきます。

(単位：箇所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
基本型	0	0	0	0	0
特定型	0	0	0	0	0
母子保健型	1	1	1	1	1
②確保の内容	1	1	1	1	1
基本型	0	0	0	0	0
特定型	0	0	0	0	0
母子保健型	1	1	1	1	1
差 (②-①)	0	0	0	0	0

(注) 基本型・特定型：職員配置－専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置

母子保健型：職員配置－母子保健に関する専門知識を有する保健師、助産師等を1名以上配置

(2) 延長保育事業

■ 事業概要

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日、利用時間以外の日及び時間において、保育所等において保育を実施する事業です。

■ 量の見込みと確保方策

延長保育事業については、現在、本町では実施していませんが、令和2年4月に実施する保育所統合に伴い、事業実施体制を整備し、サービスを提供していきます。

(単位：人、箇所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	25	23	21	20	19
②確保の内容	80	80	80	80	80
実施箇所数	1	1	1	1	1
差 (②-①)	55	57	59	60	61

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

■ 事業概要

仕事などで日中保護者が家庭にいない、おおむね小学校の児童を対象に、授業の終了後に公共施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です（放課後児童クラブ）。

■ 量の見込みと確保方策

放課後児童健全育成事業については、現在、本町では実施していませんが、「放課後子ども教室」として子どもたちに放課後の安全な居場所を提供しています。

放課後子ども教室の年間延べ利用者数は12,200人日前後で推移しているなど、一定の利用がみられ、また、放課後子ども教室は、保護者の就労状況に関係なく利用でき、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）の確保という観点からメリットが大きいいため、今後も継続して実施していきます。

一方で、ニーズ調査の結果からは、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）に対する保護者の利用希望もあるため、今後、放課後子ども教室と放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）との一体的な提供方策についても検討していきます。

（単位：人、箇所）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	46	42	36	34	29
1年生	13	11	9	8	7
2年生	9	8	7	6	5
3年生	9	8	6	6	5
4年生	7	7	6	6	6
5年生	5	5	5	5	4
6年生	3	3	3	3	2
②確保の内容	0	0	0	0	0
実施箇所数	0	0	0	0	0
差 (②-①)	▲ 46	▲ 42	▲ 36	▲ 34	▲ 29

(4) 子育て短期支援事業

■ 事業概要

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です（短期入所生活援助事業：ショートステイ事業、夜間養護等事業：トワイライトステイ事業）。

■ 量の見込みと確保方策

子育て短期支援事業（ショートステイ事業）については、現在、町民福祉課が窓口となり、希望があれば四万十市の若草園に委託し、受入れを行っています。

第1期計画期間中の利用はなく、また、ニーズ調査でも利用ニーズはみられませんでした。引き続き委託契約を締結し、緊急の際に対応できる状況を維持していくとともに、町広報に掲載して事業の周知を行い、必要な支援につなげていきます。

(単位：人日（年間延べ利用日数）、箇所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保の内容	6	6	6	6	6
実施箇所数	1	1	1	1	1
差 (②-①)	6	6	6	6	6

(5) 地域子育て支援拠点事業

■ 事業概要

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

■ 量の見込みと確保方策

地域子育て支援拠点事業は、現在、本町では実施していませんが、必要に応じ、保健師等による、発育・発達状態についてのアドバイスや育児情報等の提供を行っています。

(単位：人回(月間延べ利用回数)、箇所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	44	45	47	45	42
②確保の内容	0	0	0	0	0
実施箇所数	0	0	0	0	0
差 (②-①)	▲ 44	▲ 45	▲ 47	▲ 45	▲ 42

(6) 一時預かり事業

■ 事業概要

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

■ 量の見込みと確保方策

一時預かり事業（幼稚園型）については、現在、本町では実施していません。

幼稚園型を除く一時預かりについても、現在、本町では実施していませんが、令和2年4月に実施する保育所統合に伴い、事業実施体制を整備し、サービスを提供していきます。

また、令和2年度からファミリー・サポート・センターを開設し、その中で子どもの一時的な預かりに対するニーズに対応していきます。

※国が示す量の見込みの算出方法では、就学前児童を対象としたファミリー・サポート・センター事業による一時預かりについても本事業の中で見込むこととなりますが、本町では、保育所での一時預かりと区別し、「(8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）」の中で、就学前児童及び就学児童を対象とした一時預かり等の量の見込みと確保方策を掲載しています。

(単位：人日（年間延べ利用日数）、箇所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	116	107	99	93	88
一時預かり（幼稚園型）	0	0	0	0	0
一時預かり（幼稚園型を除く）	116	107	99	93	88
②確保の内容	120	120	120	120	120
一時預かり（幼稚園型）	0	0	0	0	0
実施箇所数	0	0	0	0	0
保育所での一時預かり	120	120	120	120	120
実施箇所数	1	1	1	1	1
差 (②-①)	4	13	21	27	32

(7) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応型強化事業）

■ 事業概要

病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に病気の子ども及び病気からの回復期にある子どもの保育を行う事業です。

また、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業〔病児・緊急対応型強化事業〕）は、「援助を希望する者（利用会員）」と「援助に協力できる者（サポート会員）」が育児の相互援助活動を行う事業です。

■ 量の見込みと確保方策

病児保育事業については、現在、本町では実施していませんが、令和2年4月に実施する保育所統合に伴い、事業実施体制を整備し、サービスを提供していきます。

また、令和2年度からファミリー・サポート・センターを開設し、その中で病児・緊急対応型強化事業（病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急預かり対応等）の実施についても検討します。

（単位：人日（年間延べ利用日数）、箇所）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	65	61	56	52	50
②確保の内容	65	65	65	65	65
病児・病後児保育	65	65	65	65	65
実施箇所数	1	1	1	1	1
ファミリー・サポート・センター※	0	0	0	0	0
実施箇所数	0	0	0	0	0
差 (②-①)	0	4	9	13	15

※病児・緊急対応型強化事業

(8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

■ 事業概要

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業（ファミリー・サポート・センター事業）です。

※国が示す量の見込みの算出方法では、就学前児童を対象としたファミリー・サポート・センター事業は「(6) 一時預かり事業」の中で見込むこととなりますが、本町では、就学前児童及び就学児童を対象とした「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）」を掲載しています。

■ 量の見込みと確保方策

令和2年度からファミリー・サポート・センターを開設し、事業実施体制を整備してサービスを提供していきます。

(単位：人日（年間延べ利用日数）、箇所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	24	24	24	24	24
就学前児童	24	24	24	24	24
就学児童	0	0	0	0	0
②確保の内容	60	60	60	60	60
実施箇所数	1	1	1	1	1
差 (②-①)	36	36	36	36	36

(注) 就学前児童の量の見込みは、利用者見込みを、月2人日×12か月=24人日として、確保方策は、サポート会員を月5人日×12か月=60人日として見込んでいます。

(9) 妊婦健康診査

■ 事業概要

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

■ 量の見込みと確保方策

適切な妊婦健診を受診することができるよう、母子健康手帳交付時に妊婦健康診査受診券14枚と乳児健康診査受診券1枚を交付しています。

妊娠23週までは4週間に1回ずつ、妊娠24週から35週までは2週間に1回、妊娠36週からは1週間に1回の受診を基本としています。

また、診察の結果に基づき、必要な場合には、保健師が個別に訪問を行います。

現在の実施体制で利用ニーズに対応していくことにより、妊婦の健康の保持及び増進を図ります。

(単位：人回 (年間延べ受診回数))

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		160	160	160	160	160
②確保の内容	実施場所	医療機関				
	実施体制	医師				
	検査項目	診察・問診・血液検査等				
	実施時期	妊娠前期から妊娠後期				

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

■ 事業概要

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

■ 量の見込みと確保方策

本町では、保健介護課の保健師による新生児訪問にて対応しており、生後1か月以内に訪問等で、母子の健康状態などを確認し、必要な保健指導を実施しています。

また、里帰り出産等町外に在住の場合は、該当市町村に訪問を依頼するなどの対応をしています。

現在の実施体制で利用ニーズに対応していくことにより、すべての家庭を訪問し、支援を行っていきます。

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	12	12	12	11	9
②確保の内容	実施体制	保健師4名、助産師1名			
	実施機関	大月町			

(11) 養育支援訪問事業

■ 事業概要

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師などがその家庭を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、適切な養育の実施を確保することを目的とした事業です。

■ 量の見込みと確保方策

量は見込まれていませんが、今後も町民福祉課、保健介護課、教育委員会などの関係課が連携して、必要な体制の整備を図り、必要に応じて、子育て中の家庭に必要な情報の提供や保健指導のための訪問を行います。

また、乳児健診や子育て広場などの機会も利用し、支援の必要な家庭に対応していきます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

■ 事業概要

子ども・子育て支援新制度における幼児期の保育・教育については、国が定める公定価格を基に、市町村が利用者負担額を設定しますが、施設によっては保育・教育に必要な物品の購入に要する実費徴収等の上乗せ徴収を行うことができるとされています。

本事業は、この実費負担の部分について、低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行うものです。

■ 今後の方向性

本町では、令和元年10月から国の教育・保育の無償化に加え、3歳未満児課税世帯についても完全無償化としています。

実費徴収に係る補足給付を行う事業については、現在本町では実施していませんが、今後、保護者の経済的負担の更なる軽減を図るため、具体的な事業の実施について検討していきます。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

■ 事業概要

子ども・子育て支援新制度の円滑な実施のためには、多様な事業者の能力を活用しながら、保育所、小規模保育等の設置を促進していくことが必要です。一方で、新たに開設された施設や事業が安定的かつ継続的に運営されるには、保護者や地域住民との信頼関係が欠かせません。

本事業は、教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図るための事業をいいます。

■ 今後の方向性

地域ニーズに即した教育・保育等の充実を図るため、様々な事業者が参入できる方策について検討していきます。

6. 教育・保育の一体的な提供の推進

(1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方

子ども・子育て支援新制度では、幼稚園と保育所の両方の良さをあわせ持つ施設（認定こども園）を普及し、身近な教育・保育の場を確保していくことを推進しています。

本町では、これまで小学校就学前の施設として保育所を利用しており、また、ニーズ調査の結果からも、1号認定子ども及び2号認定で幼児期の教育ニーズがある子どもについては、該当者がいない見込みとなっています。

しかしながら、子ども・子育て支援において、幼児期の教育・保育を担う幼稚園、保育所の役割が極めて重要であることはいうまでもなく、本町では、利用者ニーズや設置者の意向、施設・設備等の状況を踏まえて、適切に普及・促進を図っていきます。

(2) 教育・保育の質の向上と必要な支援の推進

質の高い教育・保育を提供するために、専門職として必要な資質・能力をバランス良く育成することができるように、研修の充実を図ります。

また、保育士及び保育教諭の合同研修を実施し、専門性や知識の向上を図るとともに、情報の共有を行います。

(3) 教育・保育施設と小学校の連携の推進

個々の発達段階にあわせ、教育・保育施設から小学校への切れ目のない支援が得られるよう、保護者を交えたケース会議を開催するなどの連携を図ります。

また、幼児期からの取り組みを通して、健康づくりや生活習慣の確立、基礎学力の定着など、必要な時期に必要な育ちが体得できる細かな対応を図ります。

7. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

令和元年10月から実施されている幼児教育・保育の無償化は、子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変え、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児期の教育・保育の負担軽減を図る少子化対策の観点から取り組みが行われるものです。

また、幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、以前からある「子どものための教育・保育給付」以外に「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な支給を実施していくため、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法についての検討を行うとともに、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、高知県と連携した対応を行うなど、円滑な実施に向けた取り組みが重要となっています。

このため、子育てのための施設等利用給付の給付申請については、保護者の利便性や過誤請求・支払いの防止等を考慮し、各利用施設において取りまとめを依頼するとともに、保護者への支払いは年4回以上となるよう、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組むこととします。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、高知県に対し、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することができることを踏まえ、高知県との連携や情報共有を図りながら、適切な取り組みを進めていきます。

■ 子育てのための施設等利用給付制度について

【子育てのための施設等の利用に係る支援の概要】

- 3歳から5歳までの子どもと0歳から2歳までの保育の必要性がある住民税非課税世帯の子どもを対象に、保護者の申請により町が認定して、対象となる施設・事業を利用した際に要する費用を給付する仕組み

【対象施設・事業】

- 子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園
- 特別支援学校の幼稚部
- 一時預かり（幼稚園型）
- 認可外保育施設等（認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業））

※認定こども園（国立・公立大学法人立）も対象

第6章 計画の推進

1. 計画の推進体制

(1) 子ども・子育て支援会議による進捗評価

本計画の推進にあたっては、計画の進捗状況を子ども・子育て支援会議において把握し、毎年度点検・評価を実施していきます。

子ども・子育て支援会議では、計画内容と実際の認定状況や利用状況、整備状況などを点検・評価し、乖離がある場合には修正を行っていきます。

また、大きな修正・変更が必要になった場合は、計画の中間年を目安として計画の見直しを行います。

子ども・子育て支援会議の役割

- ① 教育・保育施設や地域型保育事業に関する町の「利用定員」の設定について意見を述べること。
- ② 町の「子ども・子育て支援事業計画」の策定又は変更について意見を述べること。
- ③ 町の子ども・子育て支援に関する施策の推進に関して、必要な事項や実施状況を調査審議すること。

(2) 庁内における進捗評価の体制

子ども・子育てにかかわる施策は、児童福祉分野だけでなく、保健、医療、教育、就労等、多岐にわたっているため、様々な分野において適切な取り組みを実施していくことが必要となります。

そこで、本計画については行政が一体となって子ども・子育て支援を推進する計画として位置づけ、計画の進捗状況について評価し、必要に応じて見直し、検討をしていきます。

2. 関係機関等との連携・協働

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するためには、教育・保育施設、地域型保育事業を行う事業者等が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取り組みを進めていく必要があります。

また、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行うとともに、地域の子育て支援機能の維持及び確保等を図るため、子ども・子育て支援を行う者同士相互の密接な連携が必要です。

町がこれらの関係機関に積極的に関与することで、円滑な連携が可能となるよう取り組んでいきます。

3. 計画の周知

本計画は、子育てに係る関係者をはじめ、多くの住民の理解・協力が重要であることから、本町が活用している様々な媒体を活用して、広く住民に知らせていきます。

また、子ども・子育て支援新制度について分かりやすく知らせていくことが、各種サービスの活用につながり、充実した子育てに結び付くと考えられるため、利用者の視点に立った情報提供に努めていきます。

資 料 編

1. 大月町子育て支援に関するライフステージごとの取り組み

【単独・補助事業】

事業名	所管課	結婚・出産（夫婦）				乳幼児・保育期						
		結婚	妊娠前	妊娠期	出産(後)	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳
新婚生活支援事業	町民福祉課											
不妊治療費補助金	保健介護課											
妊婦一般健康診査	保健介護課											
妊婦健診強化事業	保健介護課											
妊婦訪問	保健介護課											
妊婦精密検査	保健介護課											
ハイリスク妊婦検討会	保健介護課											
赤ちゃん相談	保健介護課											
子育て包括支援センター事業	保健介護課											
要保護児童対策地域協議会	町民福祉課											
児童見守り相談員	町民福祉課											
出生祝金	町民福祉課											
産婦検診	保健介護課											
乳児一般健康診査	保健介護課											
新生児聴覚検査	保健介護課											
ブックスタート	保健介護課											
産婦・新生児訪問	保健介護課											
乳幼児健診	保健介護課											
乳幼児健診後精密検査	保健介護課											
乳幼児健診フォロー	保健介護課											
高知県子育て支援事業	保健介護課											
児童手当	町民福祉課											
乳幼児・児童福祉医療費助成事業	町民福祉課											
子育て家庭ショートステイ事業 (子育て短期支援事業)	町民福祉課											
保育所歯科指導・健康教室	保健介護課											
保育所訪問	保健介護課											
保育所巡回相談	教育委員会											
園児災害保険料	教育委員会											
通園バス委託料	教育委員会											
保育完全無償化事業	教育委員会											
予防接種	保健介護課											
小学校巡回相談	教育委員会											
小学校支援委員会	教育委員会											
小学校歯科指導・健康教育	保健介護課											
児童生徒要保護・準要保護児童生徒就学援助費	教育委員会											
小・中学校災害給付負担金	教育委員会											
小・中学校消耗品費	教育委員会											
小中学校体育連盟補助金(各種大会経費)	教育委員会											
各種検定手数料補助	教育委員会											
学校給食費扶助	教育委員会											
小・中学生町内バス無料	教育委員会											
小・中学校骨密度測定	保健介護課											
新入学生徒制服等購入助成	教育委員会											
高校生通学バス町内無料	教育委員会											

小学校						中学校			高等学校等			事業名	所管課
7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳		
												新婚生活支援事業	町民福祉課
												不妊治療費補助金	保健介護課
												妊婦一般健康診査	保健介護課
												妊婦健診強化事業	保健介護課
												妊婦訪問	保健介護課
												妊婦精密検査	保健介護課
												ハイリスク妊婦検討会	保健介護課
												赤ちゃん相談	保健介護課
												子育て包括支援センター事業	保健介護課
												要保護児童対策地域協議会	町民福祉課
												児童見守り相談員	町民福祉課
												出生祝金	町民福祉課
												産婦検診	保健介護課
												乳児一般健康診査	保健介護課
												新生児聴覚検査	保健介護課
												ブックスタート	保健介護課
												産婦・新生児訪問	保健介護課
												乳幼児健診	保健介護課
												乳幼児健診後精密検査	保健介護課
												乳幼児健診フォロー	保健介護課
												高知県子育て支援事業	保健介護課
												児童手当	町民福祉課
												乳幼児・児童福祉医療費助成事業	町民福祉課
												子育て家庭ショートステイ事業 (子育て短期支援事業)	町民福祉課
												保育所歯科指導・健康教室	保健介護課
												保育所訪問	保健介護課
												保育所巡回相談	教育委員会
												園児災害保険料	教育委員会
												通園バス委託料	教育委員会
												保育完全無償化事業	教育委員会
												予防接種	保健介護課
												小学校巡回相談	教育委員会
												小学校支援委員会	教育委員会
												小学校歯科指導・健康教育	保健介護課
												児童生徒要保護・準要保護児童生徒就学援助費	教育委員会
												小・中学校災害給付負担金	教育委員会
												小・中学校消耗品費	教育委員会
												小中学校体育連盟補助金(各種大会経費)	教育委員会
												各種検定手数料補助	教育委員会
												学校給食費扶助	教育委員会
												小・中学生町内バス無料	教育委員会
												小・中学校骨密度測定	保健介護課
												新入学生徒制服等購入助成	教育委員会
												高校生通学バス町内無料	教育委員会

2. 大月町子ども・子育て支援会議条例

平成 25 年条例第 58 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、大月町子ども・子育て支援会議（以下「支援会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 支援会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第 3 条 支援会議は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する委員 15 人以内をもって組織する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他町長が適当と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 支援会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、支援会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 支援会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 支援会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 7 条 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 支援会議の庶務は、教育委員会において処理する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、支援会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(会議の招集の特例)
- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行日以降最初に開催される支援会議の会議は、町長が招集する。
(大月町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 3 大月町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和33年大月町条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表

(第2条関係)の登記専門員の項の次に次のように加える。

子ども・子育て支援会議委員	日額 4,000 円
---------------	------------

3. 子ども・子育て支援会議委員名簿

No.	所属団体	No.	所属団体
1	大月小学校長	8	保健師
2	弘見保育所長	9	民生児童委員
3	つきなだ保育所長	10	保健介護課長
4	柏島保育所長	11	町民福祉課長
5	保育保護連会長	12	まちづくり推進課長
6	小学校PTA会長	13	教育委員会教育次長
7	学識経験者	14	教育委員会次長補佐

4. 策定経過

時 期	策 定 経 過
令和元年 7 月	大月町 子育て支援に関するアンケート調査実施
10月23日	第 1 回大月町子ども・子育て支援会議 (1) 開会あいさつ (2) 会長・副会長選任 (3) 計画の概要説明 (4) 大月町の現状、アンケート調査結果、今後の課題について (5) 第 2 期大月町子ども子育て支援事業計画の策定について (6) その他
令和 2 年 1 月14日	第 2 回大月町子ども・子育て支援会議 (1) 計画策定スケジュールについて (2) 第 2 期大月町子ども子育て支援事業計画（素案）について (3) その他
2 月10日 ～ 3 月 2 日	第 2 期大月町子ども子育て支援事業計画（案）のパブリックコメント実施
2 月17日	第 3 回大月町子ども・子育て支援会議 (1) パブリック・コメントの実施について (2) 大月町子ども・子育て支援事業計画（案）について (3) その他

第2期大月町子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

発行 大月町
〒788-0302
高知県幡多郡大月町弘見 2230 番地
電話 0880-73-1111（代表）
F A X 0880-73-1380（代表）



海と山と人とかかわる
やさしい町

大月町

